さいしん

第 43 号

2012 年 2 月 12 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎偕愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

Moving! FREE HAKAMADA NOW!!

袴田巖さんの一刻も早い救出を！



今号の新聞記事集は別冊になっています。

私達は待てない。

「5点の衣類」のDNA再鑑定で証拠捏造が明らかに！

袴田巖さん本人のDNA鑑定が正式決定！

この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

※今号の新聞記事集は別冊になります。

Contents

○弁護団レポート「「5点の衣類」のDNA再鑑定で証拠捏造が明らかに！」「静岡地裁と静岡地検に申入れ」「袴田巖さん本人のDNA鑑定が正式決定！」　福田……2
○報　告　面会報告　福田……8
○議連ニュース「牧野会長らが平岡法務大臣と面談」　福田……9
○「袴田事件」トピックス「袴田さんの故郷・浜北で集会開催」他　福田、他……11
○報　告　犯行着衣の捏造が明らかに！再審開始と即時釈放を求めて1.22清水集会　石井……14
○オピニオン　問い直される社会正義の意味～袴田事件のDNA鑑定結果を受けて　どんわんたろうさん…16
○書籍紹介　『司法の犯罪（冤罪）は防げるか―裁判員制度を検証する』　安藤雅裕さん　18
○報告・紹介　会計報告・会報をお読みの皆様からのメッセージ紹介　求める会事務局　19
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局　20

Free Hakamada Now!!!

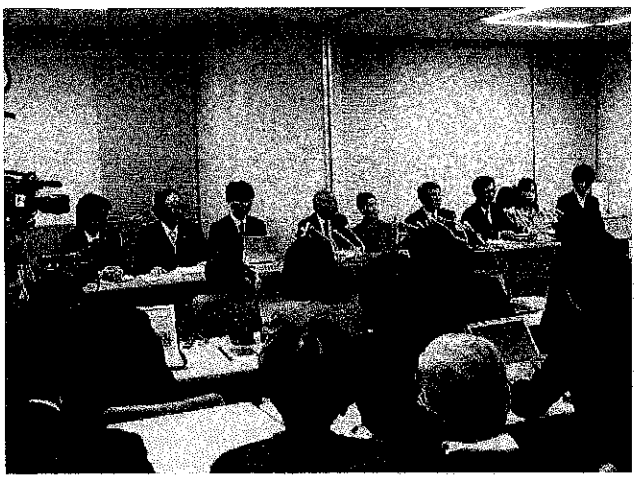
弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★「5点の衣類」のDNA再鑑定で証拠捏造が明らかに！★

2011年12月22日（木）、静岡地裁は「5点の衣類」などに付着した血液のDNA鑑定の結果を弁護団と検察に伝えました（鑑定までの経緯の詳細は本誌41号参照）。

弁護団と検察がそれぞれ推薦した鑑定人が裁判所に提出した鑑定書の結論部分の概要は4ページの表のとおりです（以下、弁護団推薦の鑑定人をA鑑定人、検察推薦の鑑定人をB鑑定人と呼びます）。



記者会見にのぞむ弁護団

弁護団はこの日の午後5時過ぎから霞が関の弁護士会館で記者会見を開き、会場を埋めた多くの報道陣を前に鑑定結果の概要を報告しました。今回の鑑定結果を受けて西嶋勝彦団長は「袴田さんの無実が99%明らかになった」と自信をのぞかせました。小川秀世事務局長も「有罪判決の要の証拠である『5点の衣類』が捏造証拠であることがはっきりと裏付けられた以上、直ちに再審が開始され、袴田さんは釈放されなければならない」と述べました。会見に同席した秀子さんは「再審開始に向かっていると思う。これも弁護団や皆さんの応援のおかげです」と涙ながらに語りました。

鑑定結果についての詳しい解説と評価を行うのは、来月から始まる予定の袴田さん本人のDNA鑑定の結果が判明するのを待ちたいと思いますが、両鑑定人が出した結論からわかることを簡単に言えば次のようになるでしょう。



会見で涙ぐむ秀子さん

・A鑑定人の結果：『5点の衣類』に付着していた血液は被害者の血液ではないことが判明した。
・B鑑定人の結果：『5点の衣類』の緑色パンツに付着していた血液が被害者（専務）の血液である可能性もあるが、はっきりしたことはわからなかった。

多くの新聞報道はAB両鑑定人の鑑定結果に「食い違い」があるとしていますが、表面的な理解に基づいた評価です。産経の「結果まっぷたつ」に至っては誤報の誹りを免れません。話をわかりやすくするために少し極端な例を挙げると、ノーベル賞を受賞したことがある物理学者と微分積分を習ったばかりの高校生が難解な方程式の問題を解いた場合に、物理学者と高校生は恐らく違う回答を出すはずです。その事実からすれば確かに両者の回答には食い違いがありますが、普通それを食い違いとは評価しません。重要なのはなぜ両者の回答が食い違ったのかであって、食い違いの事実それ自体ではありません。表面的には「食い違い」があるように見える二つの鑑定ですが、B鑑定人の鑑定結果からは明確な判断は何も導き出せないということなので、「5点の衣類」が犯行着衣でないことを明確に指摘したA鑑定人の鑑定結果と矛盾するものではありません。両鑑定人の鑑定結果を総合すれば、確定判決に合理的な疑いが生じたことは明らかなのです。

なお、弁護団の村﨑修弁護士はこの日会見に先立ち、秀子さんや支援者とともに東京拘置所を訪れ袴田さんに面会を申し込みましたが、袴田さんが面会を拒否したため鑑定結果を伝えることができませんでした。村﨑弁護士は拘置所に対し、重要な知らせがあるので面会に応じてくれるよう袴田さんを説得してほしいと粘り強く交渉しましたが、結局袴田さんが房から出てくることはありませんでした。



面会が叶わず拘置所を出る村﨑弁護士と秀子さん

★静岡地裁と静岡地検に申入れ★

弁護団推薦の鑑定人が、「5点の衣類」に付着していた血液のDNA型は被害者の着衣から検出されたDNA型と一致しないとの鑑定結果を出したことを受け、昨年12月26日（月）、弁護団は静岡地裁の原田保孝裁判長らと面会し、袴田さん本人のDNA鑑定の実施を早期に決定するよう申入れました。その後弁護団は静岡地検を訪れ、第2次再審請求について裁判所が決定を出すまで、刑訴法442条但書に基いて検察官の裁量で袴田さんの刑の執行と拘置を停止し、即時に釈放することを申入れました。



静岡地検に向かう弁護団

ＤＮＡ鑑定結果概要比較表

鑑定事項	A鑑定人の鑑定結果	B鑑定人の鑑定結果
1. 各試料に人血が付着しているか。付着しているとすれば、その血液型。	・各試料に人血付着あり。 ・DNA鑑定によって検出された血液型はこれまで明らかになっていた血液型とほぼ一致。 ※検出された血液型は鑑定書添付の表に記載。	・検討しなかった。
2. 各試料に付着しているDNA型。	・常染色体の15ローカス及び性染色体のアメロゲニン遺伝子のSTRと、ABO式血液型遺伝子のSNPで検査を行い、部分的ではあるが全18試料（対照試料除く）でDNA型を検出。 ※検出されたDNA型は鑑定書添付の表に記載。	・常染色体の15ローカス及び性染色体のアメロゲニン遺伝子のSTRで検査を行い、極めて部分的ではあるが全18試料（対照試料除く）のうち9試料と一部の対照試料でDNA型を検出。 ・ただし、STRの検査では信頼できる個人のDNA型は確認できず。 ・ミトコンドリアDNAの1ローカスで検査を行い、全18試料（対照試料除く）のうち7試料と1対照試料でDNA型を検出。 ※検出されたDNA型は鑑定書添付の表に記載。
3. 各DNAが各血液に由来する可能性。	・各DNAは各血液に由来すると考えられる。	・不明である。
4. 各DNAは同一人に由来するものか。	・複数人に由来する。 ・「5点の衣類」から検出されたDNA型と被害者着衣から検出されたDNA型を比較しても、同一人由来と判断できるものは存在しない。	・ミトコンドリアDNAの検査結果から、被害者着衣の一部（専務・妻・長男の着衣）から検出されたDNAは同一人に由来した可能性あり。 ・ミトコンドリアDNAの検査結果から、「5点の衣類」の緑色パンツから検出されたDNAと被害者着衣の一部（次女の着衣）から検出されたDNAも、被害者着衣の一部（専務・妻・長男の着衣）から検出されたDNAと同一人に由来した可能性を排除できない。
5. 各DNAが親子又は兄弟の関係にある者に由来する可能性。	・被害者着衣から検出されたDNA型を比較すると、血縁関係にある者に由来すると考えても矛盾はない。 ・「5点の衣類」から検出されたDNA型を比較すると、血縁関係のない、少なくとも4人以上の血液が付着している可能性が高い。	・ミトコンドリアDNA型が一致した試料（専務・妻・長男の着衣）は、同一人もしくは親子（母子）又は兄弟（同一母）の関係にある者に由来する。
6. 各DNAは男性に由来するものか、女性に由来するものか。	・多くの試料でDNA型の検出が不完全で性別判定を保留。 ・判定できた性別については、これまで明らかになっていた性別と一致。 ※性別判定結果は鑑定書添付の表に記載。	・「5点の衣類」の白半袖シャツのA型血液が付着していたとされる試料から検出されたDNAは女性に由来した可能性がある。 ・「5点の衣類」の白半袖シャツのB型血液が付着していたとされる試料と、緑色パンツのA型血液が付着していたとされる試料から検出されたDNAは男性に由来した可能性がある。 ※性別判定結果は鑑定書添付の表に記載。
7. その他関連事項	・「5点の衣類」が味噌漬けにされた時期は、血液付着直後ではなく、少なくとも半日内外経過後と推定できる。	・ミトコンドリアDNAの検査結果から、「5点の衣類」の白半袖シャツのB型血液が付着していたとされる試料から検出されたDNAは、緑色パンツや被害者着衣から検出されたDNAとは別人から由来している。

★袴田巖さん本人のDNA鑑定が正式決定！★

2012年2月10日(金)、静岡地裁の原田保孝裁判長は袴田巖さん本人のDNA鑑定の実施を正式に決定する文書を弁護団と検察に送付しました。

昨年12月22日に結果が判明した、犯行着衣とされる「5点の衣類」などに付着した血痕のDNA型鑑定で、弁護団推薦の鑑定人の鑑定では、確定判決で袴田さんの血液だと認定された白半袖シャツの右肩部分に付着したB型血液のDNA型が判明しています。また、検察推薦の鑑定人による鑑定でも、同じ試料のミトコンドリアDNAの型が判明しています。

もしこれらのDNA型と袴田さんのDNA型が一致しなければ、白半袖シャツに付いていた血液は袴田さんのものではないことが科学的に裏付けられ、昨年実施されたDNA型鑑定で弁護団推薦の鑑定人が出した結論(「5点の衣類」に付着した血液のDNA型と被害者のDNA型は一致しない)と合わせれば、袴田さんの無実はより一層明白になります。

そのため、昨年12月26日の弁護団による要請時や今年1月23日に臨時に開催された三者協議で、袴田さん本人のDNA鑑定の実施に向けて協議が進められてきており、今月3日に行われた14回目の三者協議で裁判所は、2月10日までに鑑定人候補者などを伝えるよう検察に要請していました。検察がこの日までに回答したことから裁判所が今回正式に鑑定決定を出したものです。

決定事項は、①袴田さんの血液型とDNA型の鑑定を行うこと、②昨年「5点の衣類」などのDNA鑑定を実施した二人の鑑定人を今回の鑑定についても鑑定人として選任すること、③来月1日午前10時40分から静岡地裁で鑑定人尋問を行うこと、の3点です。

今回の鑑定は、裁判所の意向で袴田さんから任意に試料を採取することを前提にしています。そこで懸念されるのは、精神障害のある袴田さんが鑑定人による試料採取に応じてくれるかです。もし拒否した場合には、あらためて裁判所が強制的な手続きを検討し、身体検査令状などを発して鑑定を進めなければなりません。その分鑑定結果の判明が遅れることになります。

これに関連して支援者は弁護団に対し、刑訴法170条で鑑定への弁護人の立会いが権利として認められているので、袴田さんのDNA鑑定が実施されることになった際は、公正な鑑定手続きを保障するために、さらには約1年半面会に応じていない袴田さんの様子を確認するために、試料採取時に立会うことができるよう交渉すべきだと提言してきました。弁護団も当初は当然立会えるものと考えていたようですが、過去2回の三者協議で、裁判所は刑訴規則33条を理由に消極的な姿勢を示しています。どのような形でも構わないので弁護団には立会いが実現するよう、その可能性を探ってもらいたいと思います。

いずれにせよ、来月1日の鑑定人尋問の際、袴田さんからの試料採取の日程が決まると思われます。早ければ3月中に結果が判明するかもしれません。袴田事件第2次再審請求が最大の山場を迎えつつあります。日本で初めてDNA鑑定によって無実の死刑囚の命が救われようとしています。皆さん注目を！



三者協議に向かう弁護団（上）と検察関係者(今月3日)

★開示勧告を受けた検察が取調べ録音テープなど176点の証拠を開示★

2011年12月12日(月)午前9時30分から静岡地裁で裁判所・検察・弁護団による12回目の三者協議が行われ、協議終了後弁護団は裁判所近くの静岡県産業経済会館会議室で記者会見を開きました。

弁護団によるとこの日静岡地検の林享男検事は、静岡地裁原田保孝裁判長が12月5日付で発した「証拠開示の勧告」で開示するよう勧告した証拠について、合計176点の証拠を新たに開示しました(開示証拠の詳細は本誌42号参照)。

これらの証拠の中には、警察が袴田さんを取調べた時の様子を録音したテープも含まれていたためその内容に注目が集まりました。協議の場で林検事はオリジナルのオープンリールテープの現物を開示するとともに、テープの音源をデジタルダビングしたCDを持参し、これを弁護団に渡しました。会見で弁護団はその冒頭部分をパソコンで再生し、取調べ状況を録音することについて承諾を求めた捜査官に対し、「はい、いいです。」と答える袴田さんの声が初めて公開されました。

その後の録音内容の分析で、次のことなどが明らかになりました。

・検察が作成したダビングCDに記録された録音時間は約56分30秒。
・録音された取調べは昭和41年9月21日午後1時55分ごろから3時55分ごろまで約2時間続けられた。
・取調べが行われた場所は清水警察署2階の第3取調室。
・取調べを行なった捜査官は静岡県警本部捜査一課の警部補で、清水警察署の巡査も立会っている。
・録音には途中2度の中断箇所がある。
　①録音開始から53分45秒ほど経過した時点。中断理由は、録音テープの残量が無くなったため(オープンリールテープのA面録音終了後、B面録音に切り替える必要があったと考えられる)。
　②録音開始から55分30秒ほど経過した時点。中断理由は、それまで録音した内容をすべて再生して袴田さんに確認させるため(供述調書でいう「読み聞かせ」に相当することを行なったと考えられる)。
・録音内容は、袴田さんの経歴・自白に至った理由・凶器の入手方法・犯行の動機・犯行時の状況・奪った現金の使途・当時の心境などで、9月9日付の検察官調書(一審静岡地裁判決で1通だけ証拠採用された自白調書)の内容をおさらいするような形で事件全体を自白させたもの。
・捜査官が声を荒げたり暴力を振るうなどして袴田さんに供述を強要するような様子は一切録音されておらず、強引な誘導と思われる質問もない。
・袴田さんは終始淡々と受け答えしている。
・捜査官は取調べを始めるにあたって袴田さんに黙秘権のあることを伝え、袴田さんは録音終了後に再生された録音内容を聞いたうえで「別に間違いはないですね。」と答え、犯行を全面的に認めている。

この録音だけを聞けば、袴田さんが拷問的な取調べの末に自白させられたとは誰も思わないでしょう。しかし、この取調べが行われたのは起訴から12日も経った9月21日のことで、9月6日に最初の自白調書を取られてからは、袴田さんが捜査官に迎合し捜査官の期待するような供述を重ねたであろうことは、他の冤罪被害者の虚偽自白の分析などから容易に想像できます。また、犯行時の状況を語った箇所では、従来から不自然さが指摘されている被害者の殺害時の行動(誰も助けを求めず家の外に逃げようとした形跡もないことなど)や袴田さんの行動(奪った現金の一部をいつの間にか落していることや血の付いたパジャマを脱いで裸で工場や従業員寮内を移動していることなど)が自白調書のままに語られている一方で、専務と格闘になりクリ小刀の奪い合

いになった時に怪我をしたのは「右手」だと供述したり、犯行日を６月29日未明にした理由については、同室で寝泊まりしている同僚が不在だったことだけを語り、翌日が会社の給料日で多額の現金が専務宅にあったと予想されたことについては語られておらず、自白調書の内容と必ずしも一致していません。その他、取調べの最後に捜査官から「この事件について弁解があるか」と尋ねられた袴田さんは、「速やかに法の裁きを受けていきたい」と答えていますが、袴田さん自身がこのような言い回しをするとは考えられず、捜査官から入れ知恵された疑いが濃厚です。当然「5点の衣類」については全く触れられておらず、その録音内容には不合理な点がいくつもあります。



開示された証拠を示す小川事務局長

弁護団はすでに、第１次再審請求審で袴田さんの自白分析を依頼した浜田寿美男奈良女子大教授に録音CDと反訳書のほか、今回開示された否認時のものを含む袴田さんの供述調書類約30点を送って詳細な分析を依頼しており、今後↗公判提出済みの自白調書45通と合わせた分析によって袴田さんの自白には信用性も任意性も全くないことが改めて浮き彫りになることでしょう。

そもそも弁護団が開示請求した録音テープは、袴田さん逮捕後５日目の８月23日に産経新聞に掲載された記事(10ページ参照)から存在が明らかになったもので、否認段階の袴田さんの供述を「かくしマイクで録音」したとされるものです。検察はその「隠し取りテープ」の存在を認めず今回開示された録音テープだけしか存在しないと回答していますが、９月21日の取調べだけを録音する意図が不明なうえ、布川事件や狭山事件では多数の録音テープが存在していることもあり、検察の回答を鵜呑みすることはできません。その確認のためには以前から主張しているように証拠リストを開示させて検討する以外ありません。弁護団は今月中にも新たな証拠開示命令申立書を裁判所に提出し、証拠リストの開示を求めていく方針です。また、今回検察から弁護団に渡されたCDは、上記のとおり検察がオリジナルのオープンリールテープをダビングしたもので、弁護団はオリジナルテープの録音内容そのものを聞いたわけではありません。狭山事件では弁護団から依頼された音響の専門家が機材を裁判所に持ち込み、4日間かけてオリジナルテープの音源をデジタル化して分析に供しているため、袴田弁護団も同様の対策を講じる必要があるか検討しています。

★平岡法務大臣に死刑執行停止申入書を提出★

昨年12月27日(木)午後３時、西嶋団長と戸舘弁護士が議連牧野会長・漆原代表世話人、秀子さんとともに法務省を訪れ、平岡秀夫法務大臣と約30分面会しました(９ページに関連記事)。西嶋団長はDNA鑑定の結果を受けて、「再審の請求についての裁判があるまで死刑及び拘置の執行を停止する旨、検察官に対し、指揮監督するよう申入れる」ことを趣旨とする「死刑執行停止を求める申入書」を平岡大臣に手渡しました。

★朝日ニュースター「ニュースの深層」に西嶋団長がゲスト出演★

今月１日(水)夜８時~8時55分、スカパーやケーブルテレビで視聴可能なニュース専門チャンネル・朝日ニュースターの番組『ニュースの深層』で「袴田事件DNA鑑定へ 冤罪は晴れるのか」が放送され、弁護団の西嶋団長がゲストで出演しました。

『ニュースの深層』番組ホームページ
http://asahi-newstar.com/web/22_shinsou/?p=5683

■

面会報告

共同代表 福田勇人

2011 年 12 月 22 日 (木)

午前中に DNA 鑑定の結果が判明したことを受け、午後 1 時 45 分頃弁護団の村﨑弁護士、秀子さん、それに東京・救う会の門間幸枝さんら支援者数人が、大勢の報道関係者らと東京拘置所を訪れました。面会を許可されたことのない支援者らがまず面会を申し込みましたが拘置所に許可されなかったため、村﨑弁護士・秀子さん・清水救援会の山崎さんの 3 名で申請し直しました。その後 30 分ほどロビーで待機していましたが、拘置所職員から「本人が房から出てこない」と報告を受けました。村﨑弁護士は「DNA 鑑定の結果をどうしても本人に伝えたい」と拘置所側と交渉し、拘置所長との面会や本人への説得を依頼しましたが結局袴田さんが面会に応じることはなく、拘置所長との面会も実現しませんでした。

2011 年 12 月 27 日 (火)

午前 11 時前、ボクシング協会の新田さん、ライターの渋谷さんと私の 3 人で東京拘置所を訪れました。渋谷さんと私はいつものように拘置所決定で面会不許可。また新田さんも職員から「本人が部屋から出てこない」と告げられ、面会は実現しませんでした。差し入れは『ボクシング・マガジン』『ボクシング・ビート』の 1 月号と花束。

2012 年 1 月 11 日 (水)

午前 10 時過ぎ、弁護団の戸舘弁護士・秀子さん・浜松・救う会の寺澤さんが東京拘置所で袴田さんとの面会に臨みました。寺澤さんは拘置所決定で面会不許可。戸舘弁護士と秀子さんも袴田さんの面会拒否で面会できず。この日は寺澤さんが事前に拘置所に連絡を取り、調査官との面会を求めていましたが多忙を理由に断られ、戸舘弁護士も袴田さんの動静を尋ねましたが回答はなかったとのこと。

2012 年 1 月 31 日 (火)

午前 11 時前、新田さんと渋谷さんと私の 3 人で東京拘置所を訪れ袴田巖さんとの面会に臨みました。

渋谷さんと私は拘置所の決定で面会不許可。新田さんも「本人が房から出てこない」と拘置所職員から告げられ面会できませんでした。『ボクシング・マガジン』と『ボクシング・ビート』の 2 月号と花束の差し入れをして拘置所をあとにしました。

昨年行われた DNA 鑑定で、犯行着衣とされる「5 点の衣類」に付いていた血液の DNA 型は被害者の DNA 型と一致しないという結果が出され、今や袴田さんを有罪とする根拠は完全に崩れています。その事実を本人に伝えることができないのがとてももどかしいです。

「またひょっこり出てくるかも知れんで、こっちは通い続けるだけ」と秀子さんはいつも言います。私たち支援者も「ひょっこり出てくる」ことを期待して拘置所通いを続けるしかありません。今月 16 日 (木) に秀子さんと支援者が面会に臨む予定です。■



拘置所前で面会申請の様子を報告する新田さん (先月 31 日)

「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ギレンニュース
共同代表・福田勇人

★牧野会長らが平岡法務大臣と面談★

（以下、牧野聖修議員公式サイト http://www.seishu.org/20111227.html から転載）

冤罪・袴田巖死刑囚の即時釈放を法相に要請 [2011.12.27]

12月27日、私は「袴田巖死刑囚救援議員連盟」の会長として、同議連の漆原良夫代表世話人および西嶋勝彦弁護団長、戸舘圭之弁護士ともども、袴田巖死刑囚の死刑執行停止と即時釈放を求め、平岡秀夫法務大臣に対し要請して参りました。

今回、浜松市から駆けつけた袴田さんの後見人である姉の秀子さんも、初めて法相との会談に加わることが出来ました。

私は長年にわたり救援議連の会長として、袴田さんの無実を確信し、法相との交渉を継続的に展開し、拘禁反応が著しい袴田さんの入院措置および死刑執行停止を再三申し入れて参りました。

また、この12月22日に示されたDNA再鑑定の結果は、袴田さんの無実を科学的に証明するものでありました。これはかつての足利事件と全く同様の冤罪事件であり、明らかに無実の被疑者を不当に拘束し続ける事は、過去の事例に照らしても許されるものではありません。

司法当局は直ちに袴田さんを釈放するとともに、再審の道を開くべきであります。

そこで救援議連の総意として、「平岡法相が検事総長に対し、静岡地方検察庁が速やかに刑の執行停止と釈放手続きを開始するよう命ずるべきである」との要請を致しました。

平岡法相は終始、「個別具体的な案件である」との姿勢を崩しませんでしたが、「死刑制度のあり方の研究を開始したところである」との認識を示され、私達の要請には真摯に対応して頂きました。また法相として初めて姉の秀子さんとの面談にも応じられ、46年間もの長きにわたり事件に関与せざるを得ない立場にある家族の生の声を聞いて頂くことも出来ました。

今後とも、袴田巖死刑囚の即時釈放と再審開始に向け、支援者の皆さんとスクラムを組んで活動を継続して参ります。■



平岡法相との面会のため法務省に入る牧野会長・秀子さん・西嶋団長・戸舘弁護士



要請後法務省前で取材を受ける牧野会長ら

袴田巖死刑囚の執行停止と釈放に関する要請

昨年の議員連盟発足以来、袴田死刑囚の無実を確信し、法務大臣交渉を断続的に展開し、拘禁反応の著しい袴田さんの死刑の執行停止と入院措置を再三要請して参りました。

さらに、このほど明らかとなった犯行に使用されたとする被服の再鑑定結果は、袴田巖さんが無実である科学的な証拠であります。もはやこれ以上無実である袴田さんを拘禁状態に置くことは到底承服できるものではありません。

法務大臣は、直ちに検事総長に対し、静岡地方検察庁が速やかに刑の執行停止と釈放への手続きを開始すべきよう命ずるべきであります。我々議員連盟の総意として要請するものであります。

我々袴田巖死刑囚救援議員連盟は、今後も支援者、弁護団の皆さんと連携して、袴田さんの完全無罪を勝ち取るまで全力を挙げて支援して参る決意であります。

2011年12月27日

平岡 秀夫 法務大臣殿

袴田巖死刑囚救援議員連盟会長 牧野 聖修
代表世話人 漆原 良夫
代表世話人 浅野 貴博



静岡新聞　昭和41年8月23日　火曜日

袴田いぜん　犯行を否認

清水市の重役一家四人殺しの容疑者、袴田巖(30)は、二十二日もいぜん犯行を否認しつづけ取り調べは継続している。

清水署は二十一日よるから検事拘留で袴田に多少心の動揺があったとみて、二十二日午前十時からきびしく矛盾点を追及した。しかし袴田はこの調べにもなんらわるびれたようすもなく「どうともなれ」といった沈黙の時間を長くするなどよくされた態度を取っている。

このため同署はまだ、袴田が自供の心境になっていないとし、ここしばらく調査を取るのをやめ、袴田がいっぽう的にしゃべる供述のひとつひとつをかくしマイクで録音、調べのあとこれを再生して矛盾点を究明、これをもとにきめ手から自供に追い込むことにしている。

「袴田事件」トピックス

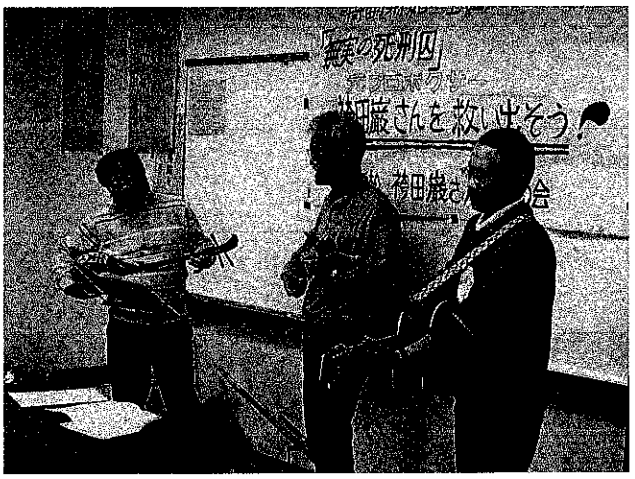
★袴田さんの故郷・浜北で集会開催★

共同代表・福田勇人

昨年12月18日(日)午後1時から浜松市の中瀬公民館で「袴田巖さんは無実だ!12.18浜北集会」(主催:浜松・袴田巖さんを救う会)が開かれ約50名が参加しました。集会には布川事件で昨年再審無罪が確定した杉山卓男さんがゲストとして招かれ、かつて東京拘置所で袴田さんと交流があったエピソードなどを披露しました。弁護団からは小川事務局長が参加。第2次再審請求の現状報告を行い、数日後に判明するDNA鑑定結果への期待を述べました。本会からは私が代表して「今が行き時。共にがんばりましょう!」と連帯のアピールをさせてもらいました。ボクシング関係の人気サイト『拳論』(URL:http://boxing.dtiblog.com/)を主催している片岡亮さんからは「大逆転KO勝ちの拍手を送るその瞬間まで、袴田巖さんは無実だと叫び続けましょう!」と力強いメッセージが届けられました。秀子さんの挨拶に続いて、最後は地元の市民団体「人権平和・浜松」の皆さんが集会を歌で盛り上げました。



ゲストの布川事件・杉山さん



「人権平和・浜松」の皆さん

★東京・救う会が専大矢澤教授を迎えて公開学習会★

共同代表・福田勇人

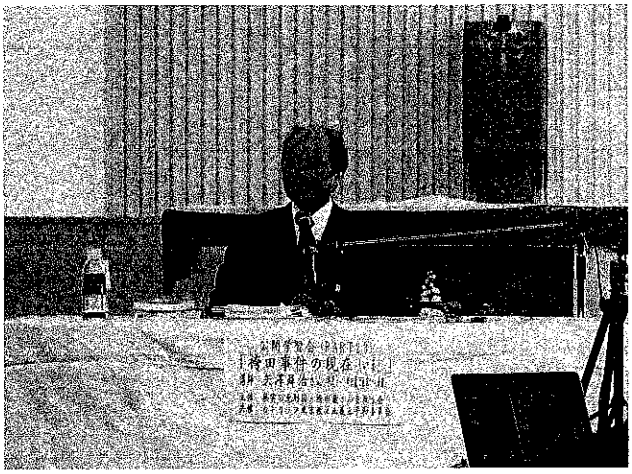
1月29日(日)午後3時から清瀬市のカトリック清瀬教会で「無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会」が公開学習会「袴田事件の現在(いま)」を開催しました。今回の講師は専修大学法科大学院教授の矢澤昇治さんでした。矢澤さんはご存じとおり『袴田巖は無実だ』『冤罪はいつまで続くのか』(ともに花伝社刊)の編著者でもあり、以前から袴田さんを救い出すために尽力されています。

講演では、昨年出されたDNA鑑定の結果について興味深い事実を指摘されました。まず、検察推薦の鑑定人の鑑定書に添付されているSTR検査のチャート図の日付が「2005年2月9日」なっていること。そして、弁護団推薦の鑑定人が「5点の衣類」が味噌漬けになった時期について「血液付着後少なくとも半日内外経過している」と判断したことです。特に最初の点については弁護団も支援者も全く気が付いておらず、それが一体何を意味するのか今後鑑定人尋問などでしっかり検証する必要があると思われます。

学習会終了後は恒例の新年会も開催されました。遠く愛知からは名張事件の支援者や、1971

年に起きた「渋谷暴動事件」で無実を訴え再審請求している星野文昭さんの妻暁子さんも参加し挨拶しました。

公開学習会の様子はインターネットの動画共有サービスUSTREAMを通じて生中継され、動画は現在も視聴できるようになっています。
(URL：http://www.ustream.tv/channel/公開学習会)



公開学習会で講演する専大矢澤教授

★支援団体が要請行動を活発化★

共同代表・福田勇人

これまでも静岡地裁で三者協議が行われる日に合わせ、地元静岡の支援者が中心となって静岡地裁や静岡地検への早期再審開始･死刑執行の停止･全面証拠開示などの要請を行なってきましたが、昨年のDNA鑑定の結果により袴田巖さんの無実が一層明白になったことを受け、本会含め袴田さんの支援団体は連携しながら要請行動を活発化させています。

昨年12月は12日と26日に、今年に入ってからも1月17日と2月3日および9日に地裁や地検、さらには東京拘置所に要請書を提出するなど、市民の声を司法や行政に届けようと活動しています。1月18日には支援団体連名の「死刑執行停止を求める緊急要請書」を小川敏夫法務大臣宛にFAXしました。また、日本プロボクシング協会も下記の緊急声明を発しています。

<緊急声明>

昨日、いわゆる袴田事件の第２次再審請求審で行われていたDNA鑑定で、犯行着衣とされる「5点の衣類」に付いていた血液のDNAは被害者のものと一致しないとの結果を鑑定人の一人が出したことが明らかになった。

我々は、この鑑定結果が意味する事実、すなわち我々が長年にわたって支援を続けてきた元プロボクサーの死刑囚・袴田巖さんが無実であることを改めて確信し、一日も早く再審が開始されることを望むとともに、拘置所の独房というリングで過酷な闘いを続けてきたがゆえに心身を病んでしまった袴田さんに一刻も早く適切な治療が施されることを望む。

そして我々は、袴田さんが晴れて自由の身となり、後輩たちが命をかけて闘う姿をリングサイドから観戦してもらえるその日が来るまで、全力を挙げて袴田さんを支援することをここに表明し、ボクシングファンはじめ、多くの人々の協力を訴えるものである。FREE HAKAMADA NOW!

2011年12月23日 日本プロボクシング協会



静岡地検で刑の執行停止を要請する秀子さんと本会福田共同代表

★ユーロスペース「死刑映画週間」で『BOX 袴田事件 命とは』上映★

共同代表・福田勇人

今月４日から10日まで渋谷のユーロスペースで「死刑映画週間『死刑の映画』は『命の映画』だ」が開催され、高橋伴明監督の『BOX 袴田事件 命とは』が最終日の最終上映を含め３回上映されました。DVDも発売されており、この映画で袴田事件を知る人も少なくありません。まだご覧になっていない方はレンタルショップなどで手に取ってみてはいかがでしょうか。

なお、今月６日イランのテヘランで開かれていた第30回ファジル国際映画祭の表彰式で、『BOX 袴田事件 命とは』の高橋伴明監督がアジア映画部門の最優秀監督賞を受賞しました。

★2012/1/28発売の『冤罪ファイル』に袴田事件の特集記事！★

共同代表・校條　実

『冤罪File No.15』の特集「再審の胎動2」で袴田事件が取り上げられ、昨年結果が判明したDNA鑑定の検証記事が掲載されています。皆さん是非お買い求め下さい！



★アムネスティが袴田事件の再審開始を後押し★

共同代表・福田勇人

本誌前号でも紹介したアムネスティ・インターナショナルによる“アジアの不公正な裁判”キャンペーンですが、今年同団体は袴田事件の再審支援活動を本格的にスタートさせました。すでに同団体日本事務所のホームページには「袴田事件、今こそ再審の開始を！」の見出しと写真が大きく掲載され、小川法務大臣への要請や最高検宛のオンライン署名活動などへの協力を呼びかけています。

（URL：**http://www.amnesty.or.jp/**）

キャンペーンの概要については本誌前号、もしくは今号に同封した最高検宛の署名用紙をご覧下さい。署名は袴田さんの誕生日である来月10日を目途に提出する予定です。皆さんご協力お願いします！■

―袴田巌再審支援Ｔシャツ通販サイト―

（日本プロボクシング協会公認）

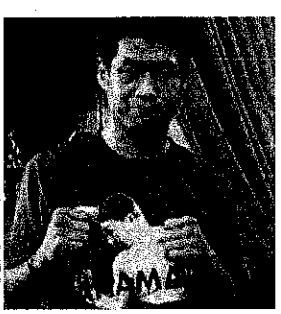
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巌支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!









元WBC世界フライ級王者・内藤大助氏、元世界２階級（WBCバンタム級、同フェザー級）王者・長谷川穂積選手

Free Hakamada Now!!!

犯行着衣の捏造が明らかに！再審開始と即時釈放を求めて

1.22 清水集会

共同代表　石井信二郎

昨年12月22日犯行着衣とされた「五点の衣類」と犯行現場で押収された被害者の衣類等に残された血痕のDNA再鑑定結果が出て再審請求審はいよいよ大詰めを迎えています。さる1月22日開催された静岡市清水区（旧清水市）での袴田さん支援集会は、袴田さんの再審開始と即時釈放を願う多くの市民が集いその思いを一層強くしました。今年こそは袴田さんを清水の地に、そして故郷浜松に迎えられる日の来る事が現実味を帯びてきた事を確認する集まりとなりました。

まず西嶋弁護団長から第二次再審請求審の現状と今後の展望が報告されました。これまで本会報の弁護団レポートでもお知らせしてきたように、裁判所の証拠開示への消極姿勢からの転換が第二次に入り明確となり、検察官に対して証拠開示を進めることを促し、ついに昨年12月には証拠開示勧告をするというところまで来てこの２年弱の間で第二次再審請求審は実質的に大きく進展しました。そして特筆すべきはDNA再鑑定が実施されたことでした。その結果５点の衣類の血痕からは被害者とは違う４人以上のDNA型が検出されました。このことで５点の衣類は犯行着衣ではなく何者かによって捏造された物であることが証明されました。これだけでも袴田さんの有罪立証が完全に破綻しているのですが、さらに完璧にするために弁護団では５点の衣類のうちの袴田さんの血液だとされた白半そでシャツのＢ型血液の血痕から検出されたDNA型が袴田さんのDNA型と一致するのか否かを追加鑑定すべく裁判所に求めました。この要求は集会の翌日１月23日に行われた三者協議において正式に実施が決定しました。このように袴田さんの再審開始決定はもはや時間の問題であるところまで来ています。この追加鑑定で袴田さんのDNA型と一致しないことがはっきりすれば、裁判官は自信を持って検察官の即時抗告の余地など残さない完璧な再審開始決定を出すことができるでしょう。さらに再審開始決定を待たずして法務大臣は袴田さんの刑の執行を停止させ、検察官はただちに拘置を解いて釈放するのが当然であります。家族、弁護団、支援者は一致してそのことを訴えていきたいと考えています。それでもなお検察当局は５点の衣類関係以外でも多くの証拠を未開示のままにしている可能性が高く、さらなる証拠開示を弁護団として求めていき検察官に完全に白旗を上げさせる決意であると団長は熱く語られていました。弁護団が証拠請求する上では重要なポイントがあります。検察官手持ち証拠の無条件全面開示が法的に義務付けされていない現行制度においては、検察官手持ち証拠が一体どれ程あるのかという保存証拠の全リストをまず開示しなければ弁護団として迅速に有効な手続きが行えないのです。これは請求人側の公正な審理を受ける権利を保障するためにも重要なことです。警察・検察には重要事件での捜査資料の保存義務があり、警察から検察に証拠が引き渡される時には必ずその送致（付）書、証拠金品総目録、書類目録が添付されなければならないという内規（昭和36年６月１日、最高検察庁発令の司法警察員捜査書類基本書式例）が事件当時に存在しています。この規定を根拠に弁護団としてその全リストの開示を求めています。裁判官の開示命令まで踏み込んだ対応を望むところです。



挨拶をする袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会の山崎さん

ゴビンダさんの有罪立証も完全に破綻した

次に「東電 OL 殺人事件」で無実を訴えるゴビンダさんの再審請求を支援されている今井恭平さんと客野美喜子さんから再審請求審の現状、とりわけ DNA 鑑定によってゴビンダさんの無実が明白になった事、それにも拘らず検察はゴビンダさんの即時釈放の要求を無視するかのように証拠を小出しにしてきて無駄な抵抗とも思われることをしている事などゴビンダさんをとりまく状況がまだまだ厳しいことが報告されました。ゴビンダさんは 30 歳のときに事件に巻き込まれ現在 45 歳になろうとしています。故国ネパールには高齢の母親、兄弟、奥さんと子どもたちが一日も早い帰国を待ち望んでいます。一審無罪でありながら勾留されたまま控訴審が行われ杜撰な審理で逆転有罪にされるというアジア系外国人への差別を絵に描いたような恥ずかしい行いを日本の司法が犯したことに本当に腹立たしさと悲しみが湧きます。

さてこの事件でのゴビンダさんの無実を示す証拠が、1997 年 4 月 3 日の時点であったにもかかわらず別件逮捕されていたゴビンダさんが強盗殺人犯として逮捕されたのでした。その無罪証拠というものは 2011 年 9 月に検察があらたに開示してきた証拠に含まれていました。被害者女性の体に付着していた唾液の血液型が O 型であったこと、しかしゴビンダさんは B 型です。そして 2011 年 10 月にはこの唾液の DNA 型鑑定が実施された結果ゴビンダさんの DNA 型とは一致しないことも判りました。2011 年 7 月に出されたいわゆる鈴木鑑定では被害者の膣内に残留していた精液から検出した DNA 型と犯行現場の室内にあつた毛髪から検出された DAN 型が一致し、前述の唾液から検出された DNA 型とも一致するという結果になりました。以上 3 つの DNA 型が一致したということは、真犯人の可能性がある人物 X が犯行現場の部屋で被害者と性交渉を持ち死亡直前まで一緒にいたという事が証明されたことに他なりません。このような新規・明白な証拠が明らかになった以上、ゴビンダさんの再審開始決定は直ちに出されなければならないし、検察官は裁判所の再審開始決定を待たずして「足利事件」の菅家さんの時と同様に即時釈放すべきであると誰しもが考えられる状況です。

集会の終盤には姉・ひで子さんが挨拶に立ち、DNA 鑑定の結果も出て再審開始へ大きく前進している現状への感謝と期待を語ると同時に、ずっと面会拒否が続いている巌さんにそのことを是非伝えたいのだという事を強く思っているので次回は 2 月 16 日に面会に行ってなんとかそれを実現したいと考えていると話されました。■



上から西嶋弁護団長、今井恭平さん、客野美喜子さん、石井共同代表、袴田ひで子さん。



会場には沢山の人が駆けつけました。



問い直される社会正義の意味
～袴田事件のDNA鑑定結果を受けて

どん・わんたろう

事件発生から45年も経っているのに、と言うべきか、45年経ったからこそ、と言うべきか。いずれにしても、こんなにもいろいろと新たな事実が明らかになっているのだから、検察も意固地になるのをやめてはどうか。何が真の社会正義に資するのか、いま一度、基本に戻って対応を考え直してほしいと切に願う。

1966年に静岡県で味噌会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」。冤罪を訴え再審を求めている元プロボクサー・袴田巌死刑囚(75)が犯行時に着ていたとされる「5点の衣類」について、付着した血液のDNA鑑定の結果が12月22日、公表された。その中で、弁護団推薦の鑑定人が「被害者の血液は確認できなかった」とする結果を出したのである。

当たり前だが、5点の衣類の血液が被害者のものと異なれば、事件の時に着用されていたとは断定できなくなる。それは、別人の血液が何らかの形で、事件の前か後かに付いたことを意味する。弁護団が主張するように、捜査機関による「捏造」なのかどうかは措くとしても、袴田死刑囚を犯人と認定した元の判決の構造自体が大きく揺らぐことになるのは確かだ。

「5点の衣類」を少し説明しておこう。

この事件で起訴された時、味噌会社に住み込みで働いていた袴田死刑囚は、犯行時に「パジャマ」を着ていたことになっていた。ところが、事件発生から１年２カ月後、犯行現場そばの味噌工場の醸造用タンクから、麻袋に入った５点の衣類が味噌に浸かって発見される。そのうちの一つのズボンと同じ布の端切れが袴田死刑囚の実家のタンスから見つかったとして、検察は公判途中で犯行時の着衣を変更。裁判所もこれを認め、死刑判決の大きな拠り所になった。

素人が見たって、この経緯はかなり異常である。このため弁護団は、静岡地裁に起こしている第２次再審請求で「5点の衣類は捏造された」と主張している。実際、支援者らが同様の条件で衣類を味噌に浸けこむ実験をしたところ、ごく短時間で似た状態を再現できたという。5点の衣類は直前に味噌タンクに入れられ、ズボンの端切れも発見の直前に捜査機関がタンスに仕込んだ、との見立てだ。

ちなみに、このズボンを公判廷で袴田死刑囚がはこうとしたところ、小さくて入らなかったことは広く知られている。検察は味噌に浸かっているうちに縮んだと立論し、根拠の一つとしてズボンのタグの「B」がサイズを示すことを挙げていた。ところが、当時すでに「B」は色を示すとズボンメーカーが証言していたことが、最近開示された捜査側の調書で明らかになっている(このあたりの経緯は拙稿参照http://www.magazine9.jp/don/110126/)。

で、実現したのが今回のDNA鑑定だった。実は、第１次再審請求審でも実施されたのだが、2000年に出た結果は「鑑定不能」だった。しかし、技術の進歩で鑑定できるようになった可能性のあることがわかり、弁護団と検察がそれぞれ推薦した２人の学者に静岡地裁が鑑定を委託した。

DNA鑑定の対象になったのは、5点の衣類(ステテコ、半袖シャツ、スポーツシャツ、ズボン、ブリーフ)の、血液が付いているとされる計９カ所。同時に、被害者４人のシャツや下着計６点のDNA型も調べた。鑑定事項は、1)これらに人

の血が付いているか、付いているとすれば血液型、2) 付いているDNA型、3) それが血液に由来する可能性、4) 同一人のDNA型があるか、5)DNAの性別、など７項目である。

その結果――。弁護団が推薦した鑑定人は「各試料には血液が付着しているものと考えられる」としたうえで、「血液型は、これまでの検査(元の判決での認定)とほぼ一致する」と述べた。血液から導いたDNA型から、５点の衣類と被害者の衣類の「双方にわたって付着している、同一人の血液は確認できなかった」と分析。さらに、５点の衣類からは、被害者の衣類から検出されていないDNA型が複数認められており、「血縁関係のない、少なくとも４人以上の血液が分布している可能性が高い」と結論づけた。

検察推薦の鑑定人は、ブリーフの血液が「(被害者と)同一の可能性を排除できない」と記した。半面、袴田死刑囚と被害者４人の中でA型は専務(男性)だけなのに、５点の衣類の半袖シャツに付いたA型とされる血液を「女性の可能性がある」とも示している。また、人の血なのかどうかや血液型については「検討しなかった」、検出したDNAが血液のものかは「不明」としたうえで、「長年常温で保管されていたとすれば、DNAの分解が進んでいたことを否定できない」「第三者のDNAが付着していることは否定できない」と、そもそも鑑定の精度自体が高くないことを釈明するかのような記述もある。

弁護団の西嶋勝彦団長は22日の記者会見で、弁護団が推薦した鑑定人の結果について、「袴田さん以外の何者かが工作した可能性を強くうかがわせる。無実が99%明らかになっている」と強調した。検察推薦の鑑定人の結果には、「DNAが血液のものかどうか不明というのでは、鑑定の体をなしていない。(血液が被害者と同一の可能性という)根拠が全く示されておらず、鑑定として問題のある中身だ」と強く批判した。

この結果を受けて弁護団は12月26日、静岡地裁に早期の再審開始を要望した。検察に対しては、袴田死刑囚の刑の執行停止と身柄の釈放を求めた。逮捕されてから45年以上になる袴田死刑囚は、長期の拘禁による精神障害に加え、最近では認知症や糖尿病が疑われている。面会にも昨年８月から１年以上応じておらず、とにかく「適切な医療機関での治療が必要」と訴えている。

一方の検察。静岡地検は「二つの鑑定結果には相当の食い違いがあり、同一試料を使ってなぜこのような食い違いが出たのかも含め、その信用性について検討していく必要がある」とのコメントを発表した。検察幹部は「試料が古すぎて、そもそも鑑定に適していなかったのではないか。現時点では再審開始を判断する決定的材料にはならない」「ここまで食い違うのは疑問。どちらかの鑑定か、いずれの鑑定も間違っている可能性がある」と鑑定の精度を疑問視しているそうだ(毎日新聞・12月23日付朝刊)。

袴田死刑囚の再審は実現するのだろうか。

２人のDNA鑑定の方法が違っており、今後、精度などについて裁判所で鑑定人尋問が行われる見通しだ。場合によっては、裁判所が改めて別の学者に鑑定を依頼することもあり得るらしい。弁護団は、５点の衣類の半袖シャツの内側に付着した血痕が袴田死刑囚のものかどうか、さらなる鑑定を実施するよう地裁に申し入れた。被害者ともみ合った際に付いたとされており、今回の鑑定でも袴田死刑囚と同じ「B型」だった。この血痕からはDNA型が検出されており、袴田死刑囚のDNAと一致するかどうかを調べて、捏造かどうかはっきりさせようという狙いである。弁護団にとってはリスクも大きいが、ここで出来る限りの手を尽くす決意のようだ。

再審開始のゆくえを考えるうえで大事な視点は、たとえ片方の鑑定であったとしても、「被害者とは別人の血液」とする結果が出たという事実の重みだろう。捜査機関が捏造したのかどうかは、あえて問わない。しかし、死刑判決の土台が大き

く揺らいでいるのだ。元の判決の根幹に少しでも疑わしい要素があるのだから、再審を開始して審理をやり直すべきなのは火を見るより明らかである。

それから、ここで死刑制度の是非を論じるつもりはない。死刑制度があろうがなかろうが、とにかく袴田事件において、刑を執行することはもちろん、死刑判決を見直さないのはおかしい、というスタンスに立つ。刑を執行してしまってからでは、やり直しがきかないのだ。

裁判所と検察には、ぜひとも「疑わしきは罰せず」という刑事司法の大原則に立ち戻って、迅速に対応してほしい。確固たる証拠に基づかないまま刑を執行することが、社会正義にかなうわけがない。これは私たち自身がいつ直面するかもしれない問題でもあり、市民の側からもきちんと声にして伝えていきたい。

判決確定からでも31年間、死刑の恐怖と向き合いながら幽閉され続けてきた袴田死刑囚の時間は戻るべくもないが、今からでも誤りを認めることを躊躇してはなるまい。

「疑わしきは罰せず」の大原則に立てば、死刑の前提となった「証拠」の信頼性が揺らいでいる以上、そのまま刑が執行されることがあってはならないのは自明のこと。

そしてそれこそが、私たち一人ひとりの人権を守ることにもつながるはずです。

重ねて、検察の迅速かつ勇気ある対応を望みます。

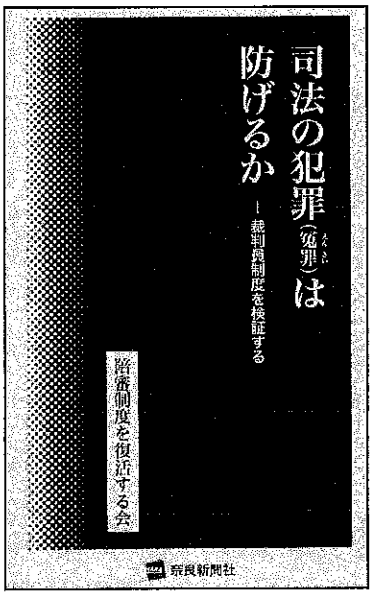
「マガジン９：**http://www.magazine9.jp/**」より、どんわんたろうさんの許可を得て掲載しております。■

マガジン９
http://www.magazine9.jp/

書籍紹介

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
安藤雅裕さんより

『司法の犯罪（冤罪）は防げるか
―裁判員制度を検証する』



編者：陪審制度復活する会
発行：(株) 奈良新聞社
定価：1200円＋税

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会の安藤です。この書籍紹介が掲載される頃には、DNA鑑定の結果が明らかになり、袴田さんの再審請求の状況も大きく動いているでしょうか。

さて標記の書籍をご紹介します。本書は奈良新聞紙上に複数の論者により77回に亙り連載された裁判員制度をめぐる論説をまとめたものです。様々な視点から現状の裁判員制度の不備な点などに対して批判がなされ、それを克服するための提言がなされています。本書を一読すれば現行の刑事司法の問題点の大要を捉えることが可能です。

ぜひご一読下さい。■

お詫び：2010年11月20日から2011年2月11日まで配布しておりました当会のリーフレットに一部「画像抜け」の誤りがありました。(五点の衣類の白シャツの部分) お詫びいたします。新しいリーフレットをご希望の方は、お名前、ご住所、数量をご連絡下さい。お送りいたします！

会計報告

求める会事務局

会員の皆様、いつもご支援ありがとうございます。

右記の通り、会計報告いたします。異議などありましたら、ご連絡下さい。また２月末日までに、異議、ご意見が無いようでしたら、承認とさせていただきます。

袴田巖さんが自由の身になるまで、再審がなされるまで、共に頑張りましょう！ FREE HAKAMADA NOW!! ■

会計報告 (2011/1.1 ～ 2011/12.31)

	収 入	支 出	備 考
繰越現金残高	55,221		
口座へ入金		0	
会報製作費		347,908	第 37 号～ 42 号
交通費・食事費		141,370	弁護団会議・合宿費用補助、集会ゲスト交通費、食費など
差入れ (生花、お菓子)		11,000	巖さんへの差入れ
通信費		4,240	宅急便代等
事務費		64,400	事務所賃料等
情宣活動費		61,342	書籍購入・ビラ印刷等
書籍・物品売り上げ	54,800		
集会資料代	31,000		
懇親会費	54,840		
懇親費用		75,700	
会費・寄付 (手渡し)	130,591		
口座より出金	460,000		
小 計	786,452	705,960	
現金残高	80,492		
会費・寄付振込み	(436,800)		振込み件数 89
口座残高	473,297		2011.12.31 現在
合計残高	553,789		



会報をお読みの皆様からのメッセージ (振込み用紙通信欄) を紹介します。

~2011 年 11 月分 ~2011 年 12 月分 ~

●袴田さんに Boxing をならった。(2011.11 岐阜県各務原市) ●気持ちだけで済みません。袴田様のご健康祈っております。(2011.12 埼玉県比企郡小川町) ●会費お送りします。(2011.12 静岡県焼津市) ●頑張ってください。(2011.12 神奈川県座間市) ●最後の勝利をお祈りしてます。(2011.12 千葉県八千代市) ●進展がありますように。(2011.12 神奈川県川崎市) ●カンパと会費を含めてお送りします。(2011.12 埼玉県所沢市)

メッセージのなかった方々も含め、ご支援ありがとうございます！ (事務局一同) ■

活動報告

12/12 三者協議記者会見参加（静岡・産業経済会館）
12/12 開示証拠分析作業（静岡・小川秀世事務所）
12/15 燃焼学専門家への協力依頼（津田沼・東邦大）
12/18 全日本新人王決勝戦会場でＴシャツ販売（水道橋・後楽園ホール）
12/18 浜北集会＆支援者打合せ参加（浜松・中瀬公民館）
12/22 袴田さん面会同行取材（小菅・東京拘置所）
12/22 弁護団記者会見参加（霞が関・弁護士会館）
12/26 静岡地裁・静岡地検要請行動参加（静岡）
12/26 弁護団会議＆忘年会参加（静岡・弁護士会館ほか）
12/27 袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
12/27 ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
12/27 法務大臣要請取材（霞が関・法務省）
1/9　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
1/11　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
1/13　書籍出版打合せ（水道橋・花伝社）
1/22　清水集会＆懇親会参加（清水・清水テルサ）
1/23　三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
1/25　バースデイ要請行動打合せ（新御茶ノ水・アムネスティ事務所）
1/25　議連牧野会長秘書と打合せ（永田町・衆院第一議員会館）
1/29　東京救う会公開学習会＆新年会参加（清瀬・カトリック清瀬教会）
1/31　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
1/31　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
2/3　三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
2/3　弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
2/12　『さいしん』43号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
2/12　求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）

Free Hakamada Now!!!

訂正：前号「さいしん42号」の３ページ目右側の文章の最後のところが「そのためには私たち支援者も弁護団を強力に」…と、尻切れトンボになっていました。残りの部分は「バックアップしなければならないでしょう。」でした。

活動予定

求める会

2/24　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
3/4　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
4/3　『さいしん』44号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

2/24　ボクシング協会支援委員会（水道橋・デニーズ）
3/1　鑑定人尋問（静岡・静岡地裁）
3/13　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）

■

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「厳」でも大丈夫です。

編集後記　弁護側のDNA鑑定で「五点の衣類」の血が被害者の血液と違うという結果が出た。ところが検察側の鑑定は人血証明や血液型の検討さえ行わなかったという。貴重な試料を使い国民の税金を使って、この仕事はどうだろう。我々はこんな為に税金を払っているのか。検察側鑑定人の最善を尽くす結果がこれなのか。低レベルにも程がありはしないか。この40年以上も続く茶番裁判を検察側からも科学的に覆してやろうという気概は無かった。残念。私は個人的に（おそらく誰もが）検察にもより良く、より善くなってもらいたい。頼りにしたい。だがこれではやはりこの国の検察に疑念を抱かざるを得ない。国民の税金を使う検察は国民の味方ではないのか。真実を追究するのが仕事ではないのか。平気でこんな鑑定結果を出した検察側の鑑定は、鑑定レベルが低いと言われてもしょうがないだろう。「人血証明や血液型の検討」をしなかった事が今回の鑑定で最善であるという納得できる説明をしてもらう必要がありはしないか。袴田巖さんの一刻も早い再審と身柄釈放を願う。もう待てない。■（ペンネーム zan）

※会員募集――作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円

静岡新聞 12/12 (夕)
静岡新聞　夕刊　(第三種郵便物認可)

袴田事件

取り調べ録音テープ開示

証拠176点 「いいです」と供述

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地裁、静岡地検、弁護団による3者協議が12日午前、同地裁であり、地検は未開示だった袴田巌死刑囚(75)の取り調べの録音テープや供述調書など計176点を地裁の勧告に基づき開示した。弁護団はテープや調書類の内容を詳しく分析する方針。



開示された証拠を示す弁護団と袴田秀子さん（右）＝12日午前、静岡市葵区

新たに開示されたのは▽袴田死刑囚が強盗殺人罪などで起訴された後の66年9月21日に県警の取り調べ状況を録音したテープ1本▽逮捕前から起訴後にかけての同年7月4日～9月30日に作成された供述調書など約30通▽事件現場での県警の実験写真一など。

取り調べ録音テープは約60分間で、複製のCDが弁護団に渡され、協議後の会見で冒頭部分が再生された。死刑囚が「はい、いいです」などと応じ、犯行の内容の供述などが録音されているという。

弁護団は「自白調書の中身を(捜査員から)促されるように語って」いる印象」（西嶋勝彦団長）、「具体性が乏しく、実際に体験した人の供述が疑わせるに十分と感じた」（小川秀世事務局長）などと述べ、詳細の分析を進める考えを示した。

地裁の勧告を受けた今回の証拠開示を受け、弁護団とともに会見した袴田死刑囚の姉の袴田秀子さん(78)は「一歩前進と思っている。証拠を全面開示し、1日も早く再審が開始されることを望んでいる」と述べた。

袴田事件の経過

1966年6月30日	旧清水市（静岡市清水区）でみそ製造会社専務宅を全焼、専務ら家族4人の遺体が見つかる
66年8月	県警が強盗殺人と放火などの容疑で袴田巌死刑囚を逮捕
9月	一家殺害を認める供述。静岡地検が強盗殺人と放火などの罪で起訴
11月	初公判で無罪主張
68年9月	静岡地裁が死刑判決
80年11月	最高裁が上告棄却（死刑判決が確定）
81年4月	地裁に再審請求
94年8月	請求棄却
2004年8月	東京高裁が即時抗告棄却
08年3月	最高裁が特別抗告棄却
4月	姉の秀子さんが地裁に第2次再審請求
10年9月	地検が初の証拠開示
11年12月	地裁の勧告を受け地検が録音テープなどの証拠を開示

2011年（平成23年）12月12日（月）夕刊　毎日新聞

袴田事件

新証拠176点を開示

第2次再審請求 取り調べテープなど

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁の初の証拠開示勧告に伴う3者協議が12日、同地裁で開かれ、静岡地検が袴田巌死刑囚(75)の取り調べの録音テープなど176点の証拠を開示した。弁護団が記者会見で明らかにした。

起訴後の66年9月21日に行われた取り調べを録音したテープの音声はCDにコピーされて渡された。「これから話すことは録音されます。言いたくなければ言わなくて結構です」などの取り調べの冒頭部分が、記者会見の場で再生された。

他に開示されたのは、供述調書や血が付いたとされたパジャマの鑑定書など。弁護側は今後分析を進める。

西嶋勝彦弁護団長は「袴田死刑囚の自白の変遷をたどれば、無実と分かるという弁護側の鑑定を強固にする材料になる」と今回開示された証拠に期待し、検察側に更なる証拠の開示を求めていく方針。

同事件を巡っては、犯行時の着衣とされた5点の衣類のDNA鑑定が行われており、22日までに結果が示される予定。

【平塚雄太】

さいしん
第43号
新聞記事集
2012年2月12日発行

朝日 12/13

再審へ「大きな前進」

袴田事件、検察側が証拠開示

袴田厳死刑囚(75)の第2次再審請求で、静岡地裁の勧告に基づき、静岡地検は12日、「自白」の録音テープなど176点の証拠を開示した。弁護団は、静岡市葵区内で記者会見し、「再審に向け、大きな前進。確定判決の誤りを補強していきたい」と意気込んだ。犯行時の着衣「5点の衣類」のDNA型鑑定も22日に結果が判明する予定で、再審の行方は大きく動く。



静岡地裁の勧告に基づく証拠開示を受け、弁護団と共に再審への期待を語る姉の袴田ひで子さん(右)＝静岡市葵区

弁護団「自白抽象的 疑われる」

開示されたのは「自白」の録音テープ1巻のほか、否認段階の供述調書を含む供述関連の文書34通▽凶器とされるクリ小刀の捜査報告書▽犯行時の着衣とされたパジャマの血液型などについて「鑑定不能」とした警察庁科学警察研究所(科警研)の鑑定書▽犯行現場の実況見分時などのネガフィルムなど。

弁護団は、録音テープの冒頭部分だけを再生した。録音テープは、起訴から12日後の1966年9月21日に、警察官に対する袴田死刑囚の「自白」を録音した内容で、取り調べた警察官の声は穏やかだった。録音内容は60分ほどという。

しかし、犯行現場への侵入方法や殺害状況などの供述部分も聞いた弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「自白の内容が非常に抽象的で、具体性が乏しい。これが本当に(犯行を)体験した人の供述か、疑われる」と指摘した。

加えて、弁護団は、今回開示された供述関連の文書34通にも期待。このうち供述調書は27通で、これまで1通も開示されていなかった否認の内容のものも確認できたという。

一審・静岡地裁に検察側が証拠提出していた袴田死刑囚の供述調書は、いずれも「自白」した内容ばかりで45通ある。

当時の地裁は、このうち44通を「連日の長時間の取り調べで任意性に疑いがある」「起訴後の違法な取り調べ」などとして排除しながら、起訴当日(1966年9月9日)の検察官に対する自白の供述調書1通だけは採用し、死刑を言い渡した。

弁護団は、袴田死刑囚の自白について「捜査機関に強要された」「虚偽の自白に基づいて証拠が捏造された」などと主張。新たに開示された録音テープや供述調書と、これまでに開示された供述調書などに基づいて、袴田死刑囚の供述の変遷などについて分析や鑑定をし、無実の人が虚偽の供述をしている「無知の暴露」を立証していく方針。

また、弁護団が「存在するはず」とする否認段階での取り調べの録音テープや、「自白」の裏付けのために行われたはずの捜査機関による脱出経路を確認するなどの「再現実験」の様子を示す写真などが依然、開示されておらず、「端的に言って捜査機関が証拠隠しをしたのではないか」と不信感もあらわにした。今後も、証拠開示を求めていくという。

袴田死刑囚の姉のひで子さん(78)は「一歩前進。まだたくさん証拠があるようですので、全面開示していただきたい。再審開始が一日も早く開始されることを待ち望んでおります。本人は心身ともに(拘禁症状などで)おかしくなっておりますが、再審開始に向けてがんばってまいります」と述べた。

(上沢博之)

袴田事件

1966年、静岡市清水区(旧清水市)でみそ会社「こがね味噌(みそ)」橋本藤作商店」専務の一家4人が殺害、放火され、従業員だった袴田厳死刑囚が強盗殺人、放火などの容疑で逮捕、起訴された。犯行時の着衣の証拠は公判途中までパジャマだったが、事件発生から約1年2カ月後、大量の血液の付いた「5点の衣類」が見つかり、検察側は、これを着衣とした。一審・静岡地裁は、死刑を言い渡し判決が確定した。

警察官「録音、承諾してくれるかな」袴田死刑囚「はい」

公開の録音テープ冒頭

警察官　君がやったというこがねみその事件についてだね、今まで僕が君の話を調書にいろいろ書いてきたけれど、今日は、まあ、君の話をだね、録音にとりたいと思うけれど、君はどうだい、録音とるということについて承諾してくれるかな。

袴田厳死刑囚　はい、いいです。

警察官　まあ、録音とるということについて君が承諾してくれたと。で、ま、この録音とるについてはだね、今まで僕が話したように、自分の意思に反してね、いいたくなければ言わなくていい。わかりやすく言うと、嫌なら話す必要はない、ということを、まあ、法律で認められているということは、君に承知してもらいたい、と。

(1966年9月21日の録音。警察官の取り調べに対して)

袴田事件

録音テープ 続々存在か

証拠開示 弁護団 確認要求へ

静岡県清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審の三者協議が十二日、静岡地裁であり、静岡地検は取り調べの録音テープや供述調書など百七十六点の証拠を新たに開示。袴田巌死刑囚(七五)ぞった印象」と語った。

弁護団の弁護団は、証拠の分析を始めた。

弁護団は静岡市内で会見し、録音テープについて「自白調書をなり、弁護団は続きがあるとみて、存在の確認と開示を求めていく。

開示されたテープは、起訴から十二日たった六六年九月二十一日の録音で約一時間。会見で弁護団は、冒頭を再生し、録音に承諾を求める取調官に袴田死刑囚が「はい、いいです」と答える四十五年前の肉声が流れた。

弁護団によると、会見では再生されなかったテープの中で、袴田死刑囚は、自白に至る経緯を「あんな恐ろしいことをしたので否認した。警察が親身になってくれたから自白した」と説明。

ボクサーを引退してみそ製造会社に入ったことや、凶器とされる小刀の購入、犯行の動機や様子なども淡々とした様子で話し、いずれも自白調書通りの内容だったという。

新たに確認できた点として、小川秀世弁護士は本紙の取材に「テープで神棚に現金があると思っていたと話していたが、実際に現場にあったのは仏壇。袴田さんが犯人ならそんな言い間違いはしない。警察のストーリーに基づいて話したのでそうなると指摘した。

「再審一日も早く」

姉の秀子さん

弁護団の会見に同席した袴田死刑囚の姉・秀子さん(九〇)は「まだ(未開示の)証拠があるようなので、全面開示してもらいたい。再審が一日も早く始まってほしい」と訴えた。

秀子さんは毎月、東京拘置所を訪れ面会を求めているが、昨年九月以降、会っていない。係官から「体調が悪い」「部屋から出てこない」と説明され、面会ができない状態。ここ数年の面会では、普通に会話を交わすことも難しいという。

テープ自白「不自然」

東京新聞 12/13

袴田事件の弁護団指摘

一家四人が殺害された袴田事件の第二次再審請求で、袴田巌死刑囚(七五)に対する取り調べの録音テープなどの内容を突き合わせるなど精査を始め、新たに開示されたのを受け、弁護団は十二日、既に明らかになっている供述調書とテープの内容を突き合わせ「不自然な点がある」などと指摘した。

心理学の専門家の意見なども聞き、新証拠を踏まえて再審請求の理由を述べた書面を地裁に提出する方針。

弁護団の小川秀世弁護士によると、テープは約一時間。弁護団は「内容は具体性に欠け、自白したとされる内容にも不自然な点がある」と指摘した。

弁護団は「（被害者宅の）引き出しを開けるため、中庭で小刀を取り出した」とのテープの供述に注目。小川弁護士は「家に入る前から引き出しが開かないと知っていたはずはない。警察側のストーリーが刷り込まれていた証拠だ」と語った。

「肉声と調書比較を」

再審請求審で鑑定の浜田教授



浜田寿美男教授

地検側が新たに開示した証拠について、袴田事件の第二次再審請求審（最高裁が二〇〇八年に弁護側の特別抗告を棄却）で供述調書を鑑定した浜田寿美男・立命館大特別招聘教授（心理学）は、本紙の取材に「肉声のテープは大きな意味がある。調書と比較し、正しく調書が取られているかといった点など供述内容を細かく精査する必要がある」と語る。

冤罪事件の取り調べでは、耐えきれなくなって、うその自白に追い込まれるケースが多いという。そうした供述の特徴として、「調書に捜査側が把握していた事実しか書かれておらず、秘密の暴露がない」と指摘する。

第二次再審請求で鑑定した調書では、起訴の二日前に袴田死刑囚は自白したが、その後当初の動機は「奥さんとの不倫関係があり、放火と強盗を頼まれた」。二日後には「子と実母と暮らすための金を盗もうとした」。殺害の順序、金を奪った状況なども大きく変わったという。浜田教授は「無実者ならば、無実の兆候があるはず。供述の変遷を録音したテープも実在するならば開示し、精査すべきだ」と話している。

証拠開示の潮流

袴田・福井中3殺害事件から考える

背景に裁判所の変化

文書で勧告、積極的姿勢示す

一九六六年に一家四人が殺された袴田事件で、静岡地検は十二日、百七十六点の新証拠を開示した。八六年に福井市内で起きた女子中学生殺害事件では名古屋高裁金沢支部が先月二十日、開示された新証拠によって再審開始を決めており、袴田弁護団の新証拠への期待は大きい。国費で得た証拠は国民のもので、公開されて当然と思われがちだったが、これまでは隠されがちだった。何が変わりつつあるのか。

（静岡総局・唐沢裕亮、福井支社報道部・土屋晴康、出田阿生、中山洋子）

開示されたのは、取り調べの録音テープや供述調書など、これまで検察側が「再審請求の内容に関係がない」と拒み続けてきたものばかりだ。

弁護団によると、同事件で裁判所が文書で検察側に開示を勧告したのは今回が初めて。西嶋勝彦弁護士は「自白内容が抽象的（の）切り札にしてほしい」と話していた。

検察側の描いた筋書きは、前川さんが被害者の女子中学生にシンナー吸引を持ちかけたが断られて激高し、殺したーというもの。ところが「最初からすべての証拠が開示されていれば、無罪だった」（弁護団の佐藤辰弥副団長）というように、開示された新証拠で、次々と検察側の主張の矛盾点があらわになった。

たとえば―。遺体の写真には、顔面や首に五十数カ所あった傷の中に刃物でえぐった痕が見え、「これは突発的というより、恨みによる犯行の特徴」（弁護団）。だが、新たに開示された複数の調書を弁護団が検証すると、核となる元暴力団組員の供述が変遷するたびに、それに沿う形で関係者の証言が次々と変わっていることが判明。弁護側は「捜査員の誘導の結果」と主張した。

控訴審の逆転有罪判決を支える柱となったのは「血だらけの前川さんを見た」などといった知人らの目撃証言。だが、異例にも検察は当初、関係者の供述調書を一通も法廷に出さなかった。



開示されたネガを説明する袴田死刑囚の弁護団たち＝12日、静岡市内で

袴田事件

1966年6月、静岡県清水市（現静岡市）でみそ製造会社の専務宅が全焼。一家4人が刺殺体で見つかり、従業員だった袴田巌死刑囚（75）が強盗殺人・放火容疑で逮捕された。袴田死刑囚は拘置期限の直前に「自白」するが、裁判では一貫して無罪を主張。静岡地裁は68年9月、死刑判決を言い渡し、80年に最高裁で確定した。現在、拘禁反応が強い同死刑囚に代わって、姉の秀子さんが第2次再審を請求中。

福井女子中学生殺害事件

1986年3月、福井市内の市営住宅で、中学3年の女子生徒が殺害された。福井県警は87年3月、物証や自白のないまま、前川彰司さん（29）を殺人容疑で逮捕した。90年9月に福井地裁が無罪判決を言い渡したが、95年2月、控訴審で「シンナー乱用による心神耗弱」として懲役7年の逆転有罪判決となり、97年11月、最高裁で確定した。その後、服役し、満期出所した前川さんは2004年から再審を請求していた。

インタビュー しずおか

再審請求 証拠開示どうあるべきか

無実の人救うため積極的に

元東京高裁裁判長 門野博（かどのひろし）さん（66）

袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、弁護団が求めていた証拠開示が、静岡地裁の勧告で実現した。再審請求事件での証拠開示はどうあるべきか。東京、名古屋高裁の裁判長として再審請求事件を担当した法政大学法科大学院の門野博教授に聞いた。

――静岡地裁の開示勧告をどう評価されますか

開示勧告したのは、香認の供述調書や取り調べの録音テープ、凶器のくり小刀の捜査報告書、犯行現場の写真など、弁護団が疑問を呈している事項に関わる重要な証拠です。もっと早い段階で開示されていてもおかしくない証拠で、地裁の勧告は適正だと思います。

――弁護団は犯行時に着ていたとされる「5点の衣類」が「捜査機関の捏造」とする新証拠を提出。検察側は関連しない証拠の開示を拒否してきました

弁護団の核となる新証拠が「5点の衣類」だとしても、一つの証拠は、他の多くの証拠と深く関連しています。弁護団も、供述の変遷など広範囲の証拠が関連すると主張してきました。

再審請求では、新旧の証拠を「総合的」に判断して確定判決の事実認定が揺らぐかどうかが審理されますから、弁護団が、その点を主張し問題視している以上、新証拠に直接関わる証拠ではなくても、広範囲に開示される必要があります。

――手厚い証拠開示が行われることになりますね

早期に強制的、組織的な捜査ができる警察・検察側と、それができない被告・弁護側とでは、証拠収集能力に元々、決定的な差があります。冤罪を防ぐため、手厚い証拠開示によって、この差を是正し、被告・弁護側が十分に防御できるようにしなければなりません。

再審は、有罪としてはならない無実の人を救済する非常手段で、広くは人権問題です。積極的な証拠開示が検討されるべきです。

――弊害はないのですか

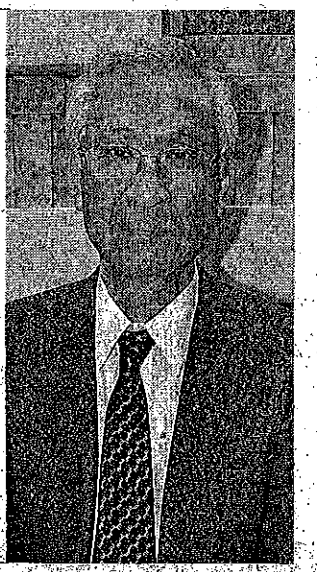
弁護に都合のいい証拠探しに利用されたり、被告に不利な証人らが、被告や支援者らから圧力を受けたり、いたずらに被告以外の人の関与が主張されたりすることなどが挙げられてきました。

確かに、新証拠がないのに証拠開示目当てに再審を求めることは認められません。しかし一方、再審では長い時間が経過し、今更、証拠隠滅の恐れはないなど、弊害はほとんど考えられなくなっています。

――近年の再審請求で積極的に開示勧告がされるのは、公判前整理手続きや裁判員裁判の影響でしょうか

裁判員裁判を控えて、2004年の法改正で公判前整理手続きなどが規定され、公判前に、被告側が十分な防御の準備をできるよう本格的な証拠開示制度が導入されました。証拠開示の対象範囲を広く認める最高裁決定も出ており、証拠開示のシステムは従来より格段に充実しています。

再審請求でも、現制度下なら当然開示されるはずの証拠が非開示となっていれば、開示が検討されるべきです。（上沢隆志）



再審請求で開示された証拠が重要な役割を果たし、再審・無罪になった重大事件もある。「無実の人の救済は何より優先されます」

名古屋高裁、東京高裁の部総括判事（裁判長）などを歴任。再審請求事件では、「名張毒ぶどう酒事件」、「布川事件」などを担当。2009年には「狭山事件」で証拠開示を勧告するなどした。10年退官。

産経新聞

新証拠「新規性欠く」

袴田事件再審請求 検察側、地裁に意見書

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地検は16日までに、「弁護側が『新証拠』と主張する証拠は、いずれも新規性または明白性を欠く」との意見書を静岡地裁に提出した。袴田巌死刑囚(75)の弁護団が明らかにした。

地検は意見書で、弁護団が今年4月までに提出した再審理由補充書など計7通の内容に反論した。犯行着衣とされる「5点の衣類」のズボンが「サイズが小さすぎる」との弁護団の主張に対し、「袴田死刑囚の体形の変化に加え、ズボンの裏地などがこわごわに硬くなっていて、公判中の着用実験でほくことができなくても不思議はない」とした。

袴田事件、22日に鑑定結果

衣類の血痕が焦点

1966年に静岡県清水市（現静岡市）で一家4人が殺害されたとされた袴田事件をめぐり、第2次再審請求の行方を左右するDNA鑑定の結果が22日にも明らかになる。犯行時の着衣とされ、確定判決の根拠となった「5点の衣類」の血痕が被害者のものかどうかが焦点だ。

45年前の衣類は傷みが激しい上に、捜査関係者が接触した可能性もある。過去には「鑑定不能」と結論付けられたが、専門家は「現在の技術なら可能」と指摘している。

5点の衣類は、事件から1年以上が経過した公判中の1967年、袴田巌死刑囚（75）が住み込みで働いていたみそ工場のタンクから血のついた状態で見つかった。ズボンと同素材の布片が袴田死刑囚の実家で発見されたため、犯行を裏付ける決め手とされたが、弁護団は袴田死刑囚が自白を翻したことに焦った県警側が、証拠を捏造した疑いがあると主張。

ズボンが袴田死刑囚には小さすぎるとの鑑定書や、衣類をみそに漬け込む実験の報告書を提出し、5点の衣類に付着した血痕が被害者のものかどうか、DNA鑑定で調べるよう求めていた。

静岡地裁は8月、DNA鑑定の実施を決定。検察側、弁護側それぞれが推薦した専門家2人に鑑定を委託し、5点の衣類と被害者の衣服の血痕のDNA型が一致するかどうかを調べさせている。

鑑定人が2人とも「一致しない」との結果に至れば、5点の衣類が犯行時の着衣とは認められなくなり、再審開始の決定が現実味を帯びる。逆に2人が「一致する」となれば、確定判決の妥当性が裏付けられる。2人の結果が異なる場合には、地裁が鑑定人尋問で鑑定手法などを詳しく聞き、どちらがより正確な鑑定かを判断する。

ただ、「鑑定不能」の可能性もある。事件から45年以上、常温で保管されて試料が劣化しているのに加え、捜査や公判で袴田死刑囚を含む複数の関係者が触れた際に、DNAが混入して汚染された恐れがあるからだ。



袴田巌死刑囚の支援集会であいさつする姉の秀子さん＝18日午後、浜松市浜北区

静岡中部 SHIZUOKA shizuoka@mainichi.co.jp 静岡支局

袴田死刑囚との会話披露

浜松 支援集会で布川事件・杉山さん



袴田巌死刑囚と東京拘置所で話した思い出を語る杉山卓男さん

1966年に旧清水市（静岡市清水区）で4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴える袴田巌死刑囚（75）の第2次再審請求を支援する集会が18日、袴田死刑囚の実家があった近くの浜松市浜北区中瀬で開かれた。布川事件で無期懲役判決を受けた後、今年6月に再審で無罪が確定した杉山卓男さんが講演し、約40年前の袴田死刑囚との思い出を披露した。

集会は支援団体「浜松、袴田巌さんを救う会」が主催。22日に袴田死刑囚の犯行着衣とされた衣類のDNA鑑定結果が示されるとあって、約50人が集まった。

杉山さんは73年ごろから約2年間、袴田死刑囚と東京拘置所で話した思い出を語った。毎日30分間の運動時間に、コンクリート塀で隔てられた隣の運動場の袴田死刑囚と話したという。

当時、杉山さんは最高裁で上告審中、袴田死刑囚は東京高裁で控訴審中だった。袴田死刑囚が東京高裁で犯行着衣とされたズボンの装着実験をした時は、「ズボンがはけなかった。これで無罪になるよ」と喜んでいたという。杉山さんは、「袴田さんは無罪だ。早く解放されてほしい」と話した。【平塚雄太】



再審開始に向けた期待を語る秀子さん＝18日、浜松市浜北区

浜松で袴田事件支援者が集会

「袴田事件」で再審を求める袴田巌死刑囚（75）の支援グループが18日、浜松市浜北区で集会を開いた。袴田死刑囚の姉秀子さん（78）や弁護団事務局長の小川秀世弁護士が、22日に静岡地裁が明らかにする「犯行着衣類」の血痕のDNA型再鑑定の結果について「結果次第で再審無罪の決め手になり得る」と期待を語った。

小川弁護士が再鑑定の要点を説明。現場で見つかった衣類の血痕のDNA型が被害者や袴田死刑囚本人のものと合致しなければ、警察による証拠のねつ造が明らかになるとし、「決定的物証とされた衣類のねつ造が判明すれば、袴田死刑囚の無実は明らか。すぐに身柄の釈放を求める」と述べた。

今年5月に再審無罪判決を受けた「布川事件」の元被告杉山卓男氏も訪れ、東京拘置所で袴田死刑囚と交流した際の様子を語った。

袴田事件

血痕被害者と不一致

DNA再鑑定 弁護側鑑定人報告

2011.12.22(夕)毎日

1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で起きた強盗殺人「袴田事件」の第2次再審請求で、被害者の返り血とされた血痕と、被害者4人のうち3人や袴田死刑囚の血液型が一致した。静岡地裁が依頼した鑑定人2人のうち弁護側の鑑定人が、被害者とは「不一致」と判断した。袴田厳死刑囚（75）の確定判決は5点を「犯行時の着衣」と認定しており、食い違う鑑定結果は初めて。ただ、検察側鑑定人は異なる結果で、今後は鑑定人尋問などが予想され、審理はさらに長引く見通し。

地裁から鑑定結果の連絡を受けた弁護団が明らかにした。結果を受けて弁護側は「証拠は警察による捏造だった」として、速やかな再審開始と釈放を求める方針。

再鑑定は、弁護・検察側がそれぞれ地裁に推薦した鑑定人が①ズボンや長袖スポーツシャツなど5点に付着した血痕のDNA②保管されていた被害者の衣類から採取したDNA――の二つを照合した。

確定死刑判決は「袴田死刑囚が5点の衣類を着用し、みそ製造会社専務一家4人の被害者を襲い、刃物で刺して返り血を浴びた」と認定、有罪の根拠とした。その前提として、①の血痕は「被害者と血液型が一致」と判断しており、再鑑定はこれを覆す可能性がある。

5点の衣類を巡り、弁護側は「ズボンが小さすぎてはけず、袴田死刑囚のものではない」などとして、冤罪の証拠だと主張。第1次再審請求でも約10年前、同様の鑑定が試みられたが「不能」との結果だった。第2次請求で地裁は今年8月、鑑定技術の進歩を理由に弁護側の訴えを認め再鑑定していた。【平塚雄太、西嶋正信】

袴田事件

1966年6月、静岡県旧清水市（現静岡市清水区）でみそ製造会社の専務宅が全焼し、焼け跡から4人の遺体が見つかった。従業員だった袴田巌死刑囚が強盗殺人容疑などで逮捕・起訴され「自白」。公判では無罪主張に転じたが、事件約1年後の1審公判中に発見された衣類5点を有力な根拠に、1審・静岡地裁は68年に死刑判決を下し、最高裁で80年に確定した。08年から同地裁で第2次再審請求の審理が続いている。

2011年（平成23年）12月22日（木） 夕刊　毎日新

袴田事件

判決の前提に疑問

新技術、弁護側主張後押し

解説

袴田事件の第2次再審請求で22日明らかになった衣類5点の弁護側のDNA再鑑定結果は、5点を「犯行時の着衣」と認定した確定判決の前提を覆す可能性がある。再審開始の決定と、長期拘禁で病気が懸念されている袴田死刑囚の仮釈放を一刻も早く進める必要がある。

5点の衣類に関し確定判決は①被害者の返り血と袴田厳死刑囚の血が付いている②5点のうちズボンの共布が実家から見つかっており袴田死刑囚のもの――と判断、有罪を裏付ける最重要の物証と位置づけた。①の支えは、衣類に付いた複数の血痕と、被害者4人のうち3人や袴田死刑囚の血液型が一致したことだ。当時は個人を特定できるDNA鑑定の技術はなかった。

今回の再鑑定結果は、衣類の血痕が返り血ではないことを示し、①を否定している。

ズボンやシャツなどの5点の衣類を巡っては、事件発生から約1年2カ月たった公判中の67年8月に、被害者の専務と袴田死刑囚が勤務していたみそ会社のみそタンクから発見された▽高裁の法廷で検証した結果、小さすぎて袴田死刑囚はズボンをはけなかった――などから、弁護団は以前から「警察による証拠の捏造（ねつぞう）」と主張してきた。

今回の鑑定により、被害者と異なる人物の血で染まった衣類が、なぜ袴田死刑囚の勤務先で突然発見されたのか、大きな謎が生まれた。弁護側主張を後押しする内容といえる。【平塚雄太】

毎日新聞　(第3種郵便物認可)

結果相違 批判の応酬

中日 12/23

「無実99%明らか」弁護側 「足利とは質違う」検察側

袴田事件鑑定



DNA鑑定の結果を受け記者会見する袴田巌死刑囚の姉・秀子さん㊨ら＝22日午後、東京・霞が関で

「九十九パーセント。無罪だ」「足利事件とは質が違う」――。袴田事件の第二次再審請求審で、結論が異なる二種類のDNA鑑定の結果が明らかになった二十二日、弁護側、検察側はそれぞれ記者会見し、主張や批判の応酬を繰り広げた。＝❶面参照

「弁護側推薦の鑑定で袴田さんの無実は、九十九パーセント明らかになった。裁判所は再審開始に直ちに踏み込んでほしい」

東京・霞が関の弁護士会館内に設けられ、テレビカメラ約十台が並ぶ記者会見場。袴田厳死刑囚(ᵔᵒ)の姉、秀子さん(ᵔᵒ)の隣に座った西嶋勝彦・弁護団長が語気を強めた。

弁護側の鑑定書は「(被害者と)同一人物と判断できるものは一つも存在しない」と断じ、犯行時の着衣とされる「五点の衣類」を静岡県警が捏造したとする弁護団の主張を裏付ける形となった。

小川秀世弁護士は「死刑事件で捏造があると、はっきり分かった。うれしいというよりも、腹立たしい限り」と言い切った。

さらに、検察側推薦の鑑定人が出した鑑定書に対する非難も噴出。「内容的に不十分な鑑定」「鑑定項目に入っている血液の鑑定をやっていない。検察官の圧力があったとしか思えない」。検察不信が せきを切ったようにあふれ出た。

「再審に向け第一歩」姉秀子さん

袴田死刑囚の姉、秀子さんは会見で「再審開始に向けて第一歩でございます。皆さま方の応援があってでございます」と涙で声を震わせた。

最後の面会から約一年半。袴田死刑囚は認知症が進んでいるとみられ、今月も既に二回行ったが、秀子さんの面会に応じない日々が続く。

二十二日も正式な結果を知らされる直前、弁護士らと東京拘置所へ面会に向かった。

「日にちの認識もない。本人にとっては今日は大きな日でも小さな日でもないと思う。でもDNA鑑定のことを分からんまでも話そうと思った」。弁護士が「特別な日だから」と二回面会を申し入れたが、「部屋から出てこない」(同所担当者)との理由で今回も会うことはかなわなかった。

鑑定結果を受けての会見では「自然と涙が出てきた。何年かかっても巌を助けないといかんと思っていた」。弟の病状を気遣いながら「皆さんが一生懸命やってくれていると分かっていない。だからこそ伝えたい。面会できなくてもこれからも会いに行きます」。

袴田死刑囚に有利 再審決定力はない

元裁判官の木谷明・法政大大学院教授(刑事法)の話　鑑定結果からすると袴田死刑囚に有利に働くだろう。弁護側鑑定人の結果がはっきりしているのに対し、検察側鑑定人の結果はあいまいだからだ。検察側は今後、鑑定人尋問を求めてくることが考えられるが、事件後すでに半世紀近く経過していることを考え、できるだけ敏速に行動することが求められる。

再審に詳しい加藤克佳・名城大法学部教授(刑事訴訟法)の話　弁護側に有利に働きうる余地はあるが、ただちに再審開始決定をもたらすほどの力にはならない。弁護側にとって、再審に向けて一定の成果があったと捉えていいと思うが、あとは地裁が検察側の結果をどのように取るか。地裁は両鑑定の方法などを詳しく検討することになる。

「科学的検証を」

静岡地検次席検事　静岡地検の千葉雄一郎次席検事は地検での会見で「二つの鑑定結果に相当の違いがある。同一の試料で、なぜこのような食い違いが生じたのか、信用性について科学的検証をしたい」と淡々と語った。

鑑定書の詳細については説明を避けたが、検出されたDNA型が異なっている原因を「DNA鑑定を想定して捜査していない、古い時代の事件。証拠品に第三者のDNAが付着していても仕方ない」と説明した。

また、二〇一〇年に再審無罪が確定した「足利事件」と比較しながら、「(弁護・検察側のDNA型鑑定結果が一致した)足利の鑑定結果は非常に重大だったが、今回の結果はあまりに質が違う」と強調。「今回の結果だけでは、決着がつかないという認識だ」と話した。

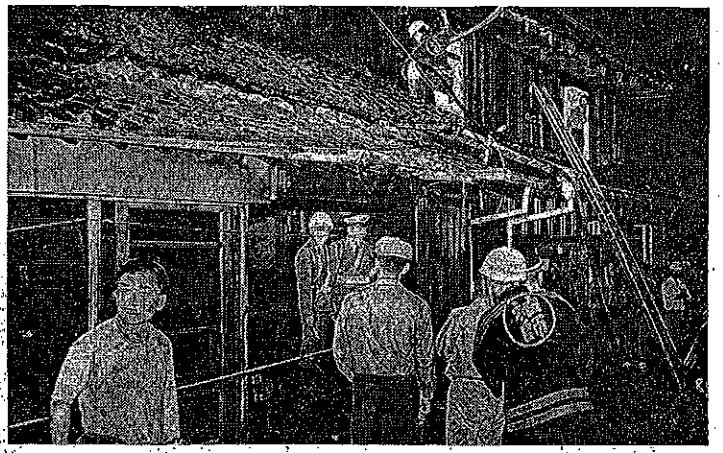
朝日新聞　(第3種郵便物認可)

揺らぐ？判決の決め手

12/23 中日

袴田事件 DNA鑑定

さらなる証拠開示必要



袴田事件の現場となったみそ製造会社の専務宅（1966年撮影）

袴田事件の第二次再審請求審で、袴田巌死刑囚(七五)の弁護団推薦の鑑定人が静岡地裁に提出した鑑定書は、「五点の衣類」に付着した血痕が、被害者のものではないとする「シロ判定」だった。鑑定書の扱いは今後、地裁の判断にゆだねられるが、その結果いかんで確定判決の決め手となった証拠の価値が揺らぐことになる。（静岡総局取材班）

核心

「DNA鑑定で五点の衣類の信頼性が崩れたら、お手上げ。でも、そうなるとは思っていない」

鑑定結果が判明する前の今月初め、検察幹部は本紙の取材に語った。ふたを開けてみれば、検察側、弁護側双方の推薦する鑑定人の結果は割れ、弁護団側の結果は、静岡県警による証拠捏造を裏付ける形となった。

今回、DNA型再鑑定が行われた五点の衣類は、事件を解明する上で最大のポイントとされてきた。事件発生から約一年二カ月後の公判中、袴田死刑囚が働いていたみそ工場のタンク内で麻袋に入った状態で発見された。被害者の返り血を浴びたとされ、多量の血痕が付着。確定判決では袴田死刑囚の犯行時の着衣とされ、決め手となった。

袴田事件は、二〇一〇年に再審無罪が確定した「足利事件」と同じ、「物証型」との見方をする専門家は多い。足利事件はDNA型再鑑定で被害者に残されていた遺留物と、元受刑者のDNA型が一致せず、再審無罪となった。

検察幹部が「物証型」は簡単。証拠があるから固いが、それが崩れると一発でひっくり返る」と打ち明けるように、弁護側の鑑定が採用されて五点の衣類の価値が覆れば、再審開始が濃厚だ。

袴田事件では五点の衣類のほかにも十分解明されていない謎がいくつもある。元東京高裁判事の木谷明・法政大法科大学院教授(刑事法)は「袴田事件は冤罪事件のデパート。いろいろな要素を含んでいる」と指摘する。

地検は今月十二日、静岡地裁の勧告に基づいて、起訴後に自白している袴田死刑囚の供述を録音したテープ一本や、供述調書など百七十六点の証拠を開示。弁護団の分析で、テープの続きがある可能性や、供述に自白を強要された痕跡があることが判明している。

さらに、凶器や侵入口、奪われた現金などに対する疑問点の解明も進んでいない。事件の真相を解明するには、さらなる情報開示も不可欠だ。

45年前、甘い証拠保全

鑑定結果 なぜ分かれた

DNA混在、とらえ方に差

二人の専門家が実施したDNA型鑑定は、「四兆七千億人に一人」という高い精度で個人を判別できる検査法とされる。足利事件のDNA型鑑定も、同じ手法が使われた。なぜ、今回の鑑定結果は大きく食い違ったのか。

袴田事件の発生は一九六六年。DNA型鑑定が、国内の事件捜査に導入される二十年以上も前だった。近年の捜査は、証拠品に捜査員の汗やつばが付かないように細心の注意を払うが、検察幹部は「当時なら、証拠品に第三者のDNAが付いても仕方ない」と語る。

複数のDNAが混ざった状態で、一つのDNA型を特定することは難しい。今回、静岡地裁に提出された二つの鑑定書とも、「五点の衣類」や被害者の衣服に残った血痕を調べた結果、DNA型を完全に特定できた検査対象は一つもなかった。

それぞれの鑑定人が解析できた一部のDNA型も、双方の鑑定を見比べると、捉え方は異なっている。弁護団側の鑑定人は「同一人物と判断できる試料は一つもない」と判断。検察側は「信頼できる個人のDNA型を確認できなかった」とした上で、別の鑑定法を追加して実施し「同一人物や血縁者に由来した可能性を排除できない」と結論づけた。

鑑定結果の差に加え、結果の捉え方も、今回の判断が割れる原因となった。

（第三種郵便物認可）

静岡新聞 12/23

弁護団「再審へ一歩」

袴田事件 鑑定結果 地検「信用性に疑問」

「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地裁が実施したDNA型鑑定結果が公表された22日、弁護団推薦の鑑定人が「被害者の血液とは確認できない」と判断したことを受け、「再審開始への第一歩だ」と袴田巌死刑囚(75)の支援者の期待は高まった。一方、静岡地検推薦の鑑定人が出したのは異なる結果。地検は「結果の信用性について検討する必要がある」と冷静に受け止めた。



DNA型再鑑定の結果を受け、記者会見で涙を拭う袴田巌死刑囚の姉秀子さん。左は西嶋勝彦弁護団長＝22日午後、東京・霞が関の弁護士会館

「今の精神状態がもう治ることはないのだとしても、もう一度家に帰ってきてほしい」。再審開始を誰よりも望んでいる袴田死刑囚の姉秀子さん(78)は東京都内で会見し、長期の獄中生活で重度の「拘禁症」（長期の身体拘束による心身症）になっているとされる実弟を思いやり、涙を浮かべた。

「今の精神状態がもう治ることはないのだとしても、もう一度家に帰ってきてほしい」。再審開始を誰よりも望んでいる袴田死刑囚の姉秀子さん(78)は東京都内で会見し、長期の獄中生活で重度の「拘禁症」（長期の身体拘束による心身症）になっているとされる実弟を思いやり、涙を浮かべた。

鑑定結果を袴田死刑囚に伝えようと、この日東京拘置所（東京都葛飾区）まで足を運んだが、「関係ない」と面会を断られた。「本人は、今こちらで何をやっているかも分かっていないと思う」ときみしそうに語った。

「これまでも長い戦いだった。これからも長い戦いだから、平常心で臨んでいく」と気丈に語った。

県庁で会見した「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」代表の楳田民夫さん(81)は、「祝杯を上げたい気分」と喜びを表現した後、「鑑定結果はインパクトに欠ける部分もある。双方の鑑定人を尋問し、内容をはっきりしてほしい。（再審開始までは）まだ時間がかかるという印象」と気持ちを引き締めた。鑑定結果が出たことを受けて、静岡地検の千葉雄一郎次席検事も会見した。双方の鑑定結果が異なったことについて「相当の食い違いがある。その信用性について、検証方法も含めて検討したい」と述べた。今後の再審開始の可能性を問われると、DNA型鑑定が決め手となって再審無罪となった足利事件を引き合いに出して「あの事件とはあまり」に質が違う」と強調した。

DNA型鑑定の結果

主な鑑定項目	弁護団推薦の鑑定人	地検推薦の鑑定人
試料に人の血が付着しているか	付着している。血液型も判明	検討しなかった
検出されたDNAは、血液に由来するか	血液由来と判明	不明
検出されたDNAそれぞれは、同じ人が付けたものか	同一人由来の血液は確認できず	「5点の衣類」の一部から検出されたDNAは、被害者の衣類の一部から検出されたDNAと同一人に由来した可能性を排除できず
検出されたDNAは男性に由来するか、女性に由来するか	一部について男女別が判明	一部について男女別が判明
「鑑定の結論」	「5点の衣類」に被害者の血液は付着していない	「5点の衣類」に被害者の血液が付着していた可能性は排除できない

袴田事件の経過

1966・6	清水市（現静岡市清水区）のみそ製造会社専務橋本藤雄さん方を全焼。焼け跡から一家4人が遺体で見つかる
66・8	静岡県警が強盗殺人と放火などの容疑で住み込み従業員の袴田巌死刑囚を逮捕
66・9	一家殺害を認める供述。静岡地検が強盗殺人と放火の罪などで起訴
66・11	初公判で無罪主張
67・8	血のついた「5点の衣類」がみそ工場のタンクから見つかる
68・9	静岡地裁が死刑判決
76・5	東京高裁が控訴棄却
80・11	最高裁が上告棄却（死刑判決が確定）
81・4	静岡地裁に再審請求
94・8	地裁が請求棄却。弁護団は東京高裁に即時抗告
98・2	東京高裁が5点の衣類のDNA鑑定を決定
2000・7	鑑定人2人がいずれも「鑑定不能」の結論
04・8	東京高裁が即時抗告棄却
08・3	最高裁が特別抗告棄却
08・4	姉秀子さんが第2次再審請求
10・9	地検が初の証拠開示
11・8	地裁がDNA再鑑定を決定
11・12	地裁の勧告を受け、地検が録音テープなどの証拠を開示 地裁が弁護団、地検双方に対しDNA再鑑定結果を提示

再審判断 時間必要か

（解説）

「袴田事件」の確定判決で袴田巌死刑囚の犯行着衣とされた「5点の衣類」のDNA型鑑定は、第2次再審請求審で初めて実施された。弁護側鑑定人の鑑定結果は「捏造（ねつぞう）」証拠」という弁護団の主張を補強する内容で、弁護団は「有罪を立証する要の証拠が崩れた」と評価。静岡地裁の勧告による証拠開示などの流れもあり、早期の再審開始決定に期待を高める。

だが、もう一方の検察側鑑定人の鑑定は異なる結果となった。法医学の専門家は試料の保存状態の悪さなどから「鑑定不能に近かったのではないか」と指摘し、双方の鑑定に疑問を投げ掛ける。

今回の鑑定は「5点の衣類に被害者の血液が付いているか」を調べることが目的だった。異なる鑑定結果が出たことで、地裁が鑑定人尋問や第三者による再鑑定などを実施することも予想される。再審開始の可否判断には、まだ時間が必要との見方が出ている。

（社会部・山本淳樹）

識者コメント

弁護団主張そのまま

静岡大法科大学院の古口章教授（刑事法）

検察側の鑑定結果に比べ、弁護団側の鑑定結果はより明解で分かりやすい。これまでの弁護団の主張をほぼそのまま裏付けるものとなっている。弁護団の鑑定結果は、再審開始に必要な「新規明白な証拠」と言える。双方の鑑定結果の検証は必要だが、弁護団は再審開始に一歩前進したと言える。

「鑑定不能」に近い

浜松医科大理事の鈴木修教授（法医学）

検察、弁護側双方の鑑定結果が分かれることはあり、矛盾はない。ただ結果については双方とも自信のない曖昧な言い回しで「鑑定不能」に近い。結論は出ていないという印象だ。鑑定に使用されたDNAがみそに漬かっていたため、DNA組織が分解して、判定できなかったのではないか。

「無実の裏付け」

牧野超党派議連会長

超党派国会議員の「袴田巌死刑囚救援議員連盟」の牧野聖修会長（民主、衆院静岡1区）は袴田事件のDNA鑑定の結果について「この結果こそ袴田さんが無実であることを科学的に裏付ける内容。いよいよ釈放、再審への扉が開こうとしている」とコメントした。

朝日 12/23

再鑑定 食い違い

袴田事件 血痕のDNA型

姉ひで子さん「再審一日も早く」



会見で心境を語る姉の袴田ひで子さん＝東京都千代田区霞が関の弁護士会館

袴田巌死刑囚(75)が静岡市清水区（旧清水市）のみそ会社専務一家4人を殺害したとする「袴田事件」でのDNA型再鑑定は、2人の鑑定人の間で食い違う結果になった。弁護団は22日夕から東京・霞が関の弁護士会館で会見し、有罪の決め手となった「5点の衣類」が「犯行着衣ではなく、付着している血痕も被害者の血液ではないことが分かった」と評価。一方の静岡地検は「相当の食い違いがあり、信用性を検討する必要がある」とコメントした。

弁護団は午後5時からの会見で、弁護団長の西嶋勝彦弁護士が「袴田さん以外の何者かが工作したことを疑わせる内容だ」と、弁護団推薦の鑑定人による結果を評価した。

事務局長を務める小川秀世弁護士は「有罪を立証する証拠の要が崩れた。袴田さんの無実は99%明らかになった。直ちに釈放すべきだ」と語気を強めた。西嶋弁護士は裁判所に「直ちに再審開始に踏み込んでほしい」と訴えた。

静岡地検が推薦した鑑定人の結果は、一部の試料のDNA型が「（被害者の衣類と）同一人に由来した可能性を非除できない」としている。西嶋弁護士は「一致する」と言えていない。鑑定として問題がある中身だ」と非難した。

会見には、袴田死刑囚の姉の袴田ひで子さん(78)も同席。結果について「本当に良いことだと思っています。一日も早く再審を開始してほしい」と話し、涙をぬぐった。

会見前には東京拘置所を訪れて袴田死刑囚に面会を求めた。この日もかなわなかったが、面会できれば、前回の面会以降の1年半の動きや鑑定のことなど、「理解出来なくても話すつもりだった」。過去にも10年ほど会えない時期があった後で、突然面会に応じるようになったことがあったという。「これからも月1回のペースで面会に行こうと思います」と話した。

今回の結果を踏まえ、弁護団は年内にも袴田さんの釈放を申し入れる方針。さらに医療機関や医療刑務所に移して完全に治療できる環境を整備すべきだと主張。来年2月に予定されている証人尋問まで、双方の鑑定人の尋問などを要求し、証拠開示についても引き続き求めるとした。

一方、静岡地検は鑑定結果を受けたコメントを発表。「二つの鑑定結果には相当の食い違いがあり、同一試料を使ってなぜ、このような食い違いが生じたのか、その信用性について検討していく必要がある」と表明した。

B型血液の特定が焦点

検察側推薦の鑑定人の鑑定結果では、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされた「5点の衣類」のうち、白半袖シャツの右肩の血痕からDNA型が検出された。この血痕は袴田死刑囚と同じB型の血痕とされ、袴田死刑囚は事件当時、右肩にけがを負っていた。検出されたDNA型が、袴田死刑囚のDNA型と一致するのか、しないのか。第2次再審請求の大きな焦点となる可能性が出てきた。

「別人から由来している」。検察側推薦の鑑定人は、鑑定書で、白半袖シャツの右肩の血痕から検出されたDNA型が、被害者のものとみられる衣類などから検出されたDNA型とは異なることを明記した。

このDNA型について、弁護団は都内の会見で「袴田さんのDNA型と照らし合わせることは、より無実をはっきりさせることになるので、おそらくやることになると思う。当初、裁判所でも議論されていた」と述べた。

弁護団は、第2次再審請求で、袴田死刑囚の右肩の傷の位置と、白半袖シャツなどへの血痕の付着の仕方が、不自然なども主張している。

朝日 12/23

「5点の衣類」状態悪く

慎重な検証不可欠

《解説》犯行時の着衣とされた「5点の衣類」の血痕は被害者のものなのか。袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、同一の試料を調べたはずの2人の鑑定人の鑑定結果は、大きく食い違った。

弁護団が推薦した鑑定人は、一致するDNA型は確認できなかったと回答。弁護団はこの結果を「『5点の衣類』に付着していた血痕は被害者のものではなく、有罪証拠の要が崩れた」と評価して再審開始を求めた。

一方、静岡地検が推薦した鑑定人は、「5点の衣類」のうちの緑色パンツの血痕から検出したDNA型の一部は、被害者のものとみられる複数の衣類から検出したものと一致したと指摘。「5点の衣類」の血痕と被害者との関連を否定しなかった。

結果が食い違った最大の原因は、対象となった試料の状態が極めて悪かったことだ。事件の発生から約45年が経ってDNAは分解が進行。「5点の衣類」はみそ漬けにされ、被害者関連の衣類6点はいずれも火災現場で焼け残ったものだ。約10年前の第1次再審請求での二つの鑑定結果は、とともに「鑑定不能」だった。

今回の鑑定では、試薬の感度の向上や、鑑定技術の進歩などから複数のDNA型を検出できた。

鑑定人によって鑑定方法も異なる。検察側推薦の鑑定人は、母が5遺伝するミトコンドリアのDNA型を検出した。母と子、母が同じきょうだいは同じ型を持つもの。一つの細胞に2千個以上があり、検出感度は高く、状態の悪い試料でも検出しやすい。逆に、事件後に触った関係者らのDNA型など「汚染」も検出しやすいデメリットもある。

二つの鑑定結果で検出されたDNA型は誰のものか。何を意味するのか。今後、厳正な検証と慎重な評価が不可欠だ。袴田死刑囚や被害者の血縁者のDNA型鑑定などにより、事件の闇が晴れる可能性もある。

(上沢博之)

袴田事件 鑑定対象の衣類と血液型

※確定判決から

▽袴田厳死刑囚(75)＝B型

【5点の衣類】

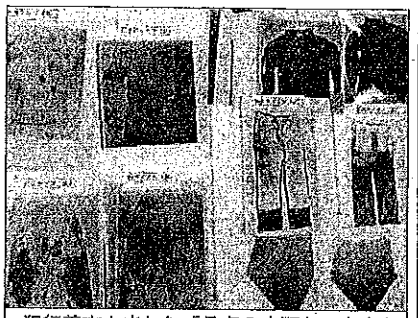
①白色ステテコ（A型の血痕が付着）

②白色半袖シャツ（右肩にB型、胸などにA型の血痕）

③ネズミ色スポーツシャツ（右腕にAB型、胸にA型の血痕）

④鉄紺色ズボン（血痕のようなものが付着）

⑤緑色のパンツ（A型、B型とみられる血痕）



犯行着衣とされた「5点の衣類」。右上から時計回りにスポーツシャツ、ズボン、緑色のパンツ、ステテコ、半袖シャツ（それぞれ左が表、右が裏）＝弁護団提供

【被害者のそばにあった衣類6点】

▽専務（当時41）＝A型

①白ズボン下　②水色縦じまパンツ

▽妻（当時39）＝B型

③メリヤスシャツ

▽次女（当時17）＝O型

④ブラジャー

▽長男（当時14）＝AB型

⑤白ワイシャツ　⑥白メリヤスシャツ

二つのDNA型鑑定の要旨

【弁護団推薦の鑑定人】

▽血液の付着と血液型はこれまでの検査とほぼ一致

▽検出されたDNA型は、つばや汗ではなく、血液由来のもの

▽「5点の衣類」の血痕と一致するDNA型は、被害者のものとみられる衣類からは出なかった

▽被害者のものとみられる衣類は、血縁関係のある家族のものと考えて矛盾はない

▽「5点の衣類」には、血縁関係のない、少なくとも4人以上の血液が付着している可能性がある

【静岡地検推薦の鑑定人】

▽人血かどうかの証明と血液型は検査せず

▽検出したDNA型が血液由来かは不明

▽「5点の衣類」の緑色パンツと、被害者のものとみられる衣類の5点で、偶人や、母子やきょうだい間で同じになるDNA型を検出

▽このうちの緑色パンツと、被害者のものとみられるの衣類1点のDNA型には、別のDNA型が混じっていた

▽「5点の衣類」の白半袖シャツの右肩部分の血痕から出たDNA型は、被害者のものとみられる衣類からは不検出

昨夏以降は姉 面会かなわず

袴田死刑囚、拘禁反応

袴田厳死刑囚(75)は、東京・小菅の東京拘置所にいる。姉のひで子さん(78)＝浜松市＝が月に1回ほどのペースで面会に訪れるが、昨年8月24日を最後に面会できていない。

22日午後にも面会に訪れたが、拘置所職員の呼び掛けにも部屋を出て来ず、もう一度呼び掛けてもらっても「用がありません」と答えて出てこなかったという。

ひで子さんによると、袴田死刑囚は拘禁反応のため、自分の置かれている状況が理解できなくなっている。かつて面会出来た時も会話がかみ合わなかった。

それでもひで子さんは「顔だけでも見られれば。元気かどうかが分かり、安心できる」と話していた。

ひで子さんは東京家裁で袴田死刑囚の保佐人と認められ、事実上、ひで子さんが再審を請求している。

22日の面会申請を終え、ひで子さんは「毎回会えるだろうと勇んで来ますが、今日も会えず残念でした」と肩を落とした。

特集 再審の胎動2

無実で獄中45年！『袴田事件』

「5点の衣類」は捜査機関のねつ造だった！

袴田さんの無実を証明したDNA鑑定

発生（1966年6月30日）から半世紀近くを経過した袴田事件が、2011年12月22日をもって急展開する―本誌は前号でこう伝えた。犯行時に袴田氏が着用し、被害者の返り血を浴びたものとされてきた「5点の衣類」のDNA鑑定が行われ、その鑑定結果がこの日に公表されることが決まったからである。

果たして鑑定結果が明らかになると、それは予想を超えて、100％弁護側の主張を証明し、警察の証拠ねつ造を暴き出すものだった。

新聞やテレビ等のマスコミが、何故か明確に伝えようとしないこの事実を明らかにする。

◆袴田事件最大の物証

「5点の衣類」とは、袴田氏が逮捕・起訴され、第一審裁判が始まってから9ヶ月半後、事件からは1年2ヶ月も経ってから、突然「発見」された袴田事件最大の物証である。検察は当初、袴田氏の部屋から押収したパジャマを犯行時の着衣と主張していたのだが、大量の血痕にまみれた「5点の衣類」が麻袋に入れられた状態で味噌製造タンクの中から発見されるや、唐突にこれらの衣類が犯行着衣である、と主張を変え、訴因変更を行った。

何度も綿密な現場検証が行われた筈の味噌製造タンクから1年以上も経って発見されたという経緯の不自然さや、袴田氏には明らかに小さすぎて履けないズボンであったことなどを含め、この衣類は果たして本当に犯行着衣なのか、長い間、最重要争点となってきたものである。

この衣類からは、被害者4名のうち、3名のものと同じ3種の血液型（A型、B型、AB型）が検出されていた。事件当時は血液型鑑定以上のことは出来なかったが、現在ならDNA鑑定によって、これらの血痕が本当に被害者のものか否か、判別することが可能な筈である。事件発生から45年も経過しており、試料の劣化により検出可能か否かの懸念はあるが、鑑定結果が出さえすれば、いずれにしても重大な証拠となるのは間違いない。

こうして11年7月に行われた三者協議（裁判所、検察、弁護団による）で、静岡地裁が依嘱する形で、民間のDNA専門家による鑑定が実施されることが決定した。その際、同地裁は弁護団と検察双方に鑑定人の推薦を依頼し、両者推薦の各1名ずつ、計2名の鑑定人を指名した。

今回、報道で「弁護側鑑定人」「検察側鑑定人」という表現が多く見られた。だが、弁護団や検察が勝手にそれぞれ鑑定を行った訳ではなく、あくまで裁判所が職権で行った鑑定である。それにもかかわらず、こうした言い方は、あたかも弁護団推薦鑑定人の鑑定結果を、弁護団寄りのバイアスのかかったものであるかのように誤解させる可能性がある。

したがって本稿では、弁護団推薦鑑定人をD鑑定人、検察推薦鑑定人をP鑑定人と呼ぶことにする。

◆鑑定内容とそれが意味するもの

鑑定対象は「5点の衣類」（試料1～5）、対象試料は、被害者4名が着ていた衣服の断片（試料6～11）である。後者は疑いなく被害者のものだから、検察主張及び、確定有罪判決が正しければ「5点の衣類」は被害者の血液にまみれている筈だから、そこからは、対象試料（被害者の着衣）と一致するDNA型が検出されなければならない。逆に「5点の衣類」から被害者の着衣由来のDNA型と同型のDNAが検出されなければ、「5点の衣類」は犯行着衣ではないことになる。そして「5点の衣類」発見の経緯と併せて、警察によってねつ造されたものであることが証明されるということだ。

（弊紙は「5点の衣類」発見後に袴田氏の実家から鉄紺色ズボンの共布をも「発見」し、それを有罪証拠としている。つまり、一連の証拠ねつ造が意図的、計画的な行動であったことになる）

表1

試料1～2(5点の衣類)	付着血液型
1 白ステテコ	A
2(1) 白半袖シャツ	A
2(2) 白半袖シャツ	B
3(1) ねずみ色スポーツシャツ	A
3(2) ねずみ色スポーツシャツ	AB
4 鉄紺色ズボン	血痕様
5(1) 緑色ブリーフ	A
5(2) 緑色ブリーフ	B？
5(3) 緑色ブリーフ	血痕様

白半袖シャツ、ねずみ色スポーツシャツ、緑色ブリーフが(1)(2)などとなっているのは、それぞれの衣類が複数存在したという意味ではなく、それぞれに複数の血液型の血痕が付着しており、それを血液型別に切り分けて複数の試料としたものである。

試料6～11(被害者着衣)	被害者の血液型
6 メリヤスシャツ	専務 A
7 白ワイシャツ	妻 B
8 白メリヤスシャツ	長男 AB
9 白ズボン下	次女 O
10 水色たて縞パンツ	
11 ブラジャー	

【D鑑定の概要】

鑑定項目を忠実かつ正確に実施

裁判所からの鑑定嘱託項目に沿って、まず試料に血液が付着しているか、という前提から検査を始めている。高速液体クロマトグラフィー・タンデム質量分析器など3つの方法で試料の成分分析を行い、血液成分が味噌漬けされたものであることを確定している。

次いで血液に由来するDNAを選択的に抽出し、PCR増幅を行った上で電気泳動と解析を行い、DNAタイピング（型判定）を行っている。

PCR増幅とはDNAの任意の箇所を増幅して、少ない試料や劣化した試料からでも鑑定を行うことを可能にする手法である。これを含めて、この一連の手順は、現在、世界的に標準的な方法として確立しているSTR法の手順を正確に踏襲したものである。

その上で、以下のように結論する。

「5点の衣類」には、被害者の衣服と同じDNA型は一つも存在しない。

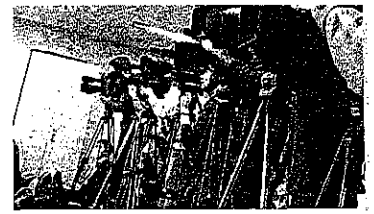
それではいよいよ、12月22日に明らかになったD鑑定人、P鑑定人双方の鑑定書の内容を見てみよう。

「試料が劣化しているため、いずれも一度の検査では極めて不完全なプロファイルしか得られなかったため、試料ごとにその必要性に応じて実験を繰り返し、DNA型を判定した。その結果、不完全ながら、ほぼ全試料からタイピング（型判定）が可能となった」

「味噌漬け試料（5点の衣類）からは、86～95の試料（被害者の着衣）からは出現していないDNA型が複数、認められている。また遺伝子部位によっては7種類のDNA型が出現していることから、血縁関係のない、少なくとも4人以上の血液が分布している可能性が高い。また味噌漬け試料と現場試料（被害者の着衣）のDNA型の関係については、同じ血液型として判定されたものについても、同一のプロファイルと判断できるものは一つも存在しない。したがって試料96～（100－1X）（5点の衣類）と試料86～95（被害者の着衣）のそれぞれに付着した血液には同一人由来であるものを認めることは困難である」（傍線／引用者）

そもそも今回の鑑定の目的であった、「5点の衣類」の血痕は被害者のものか、という問いに対して、これほど明解に「否！」の結論が出る


袴田さんの無実と、警察の証拠ねつ造が証明された!!記者会見する弁護団と袴田ひで子さん（2011年12月22日 東京都千代田区・弁護士会館）



詰めかけたマスメディア。しかし報道は腰の引けたものだった。

とは、果たして弁護団すら予測し得ていただろうか。

しかも血液型だけは被害者と一致（次女のO型が含まれていないが）しているのだから、偶然ではなく、警察による意図的なねつ造であることは火を見るよりも明らかだろう。

【P鑑定の概要】

では、P鑑定人の鑑定書はどう言っているのだろうか。一部の新聞報道では「異なる判定―弁護側と検察―再鑑定の可能性」（『産経新聞』12月23日朝刊）などと、まるでD鑑定と真っ向から対立する鑑定結果が出たかのように報じるところまであった。また静岡地検の千葉雄一郎次席検事が「2つの鑑定結果に相当な違いがある。今回の結果だけでは決着がつかない」（『東京新聞』12月23日朝刊）などと述べる口実にもなっているが、果たしてそんな内容なのか、ここで検証してみよう。

STR法の失敗と、鑑定項目を省いたとんでもない鑑定

まず、冒頭の一文に驚かされる。「各試料の人血証明と血液型―検討を行わなかった」

最初から、裁判所による嘱託内容の冒頭に書かれた鑑定事項を除外したことを悪びれもせずに公言している。

そしてSTR鑑定法のためのPCR増幅を繰り返したことが書かれているのだが、結果としては「一部のローカス（DNAの特定の場所）が検出できるのみで、信頼できる個人の型を確認できなかった」として2枚の表に確認できた限りの型（塩基配列の繰り返し回数）が記載されているのだが、結果的には全滅状態で、DNA型判定に完全に失敗しているのである。

STRに失敗したP鑑定人は、それではと、ミトコンドリアDNA（mtDNA）の検出にかかる。mtDNAは1つの細胞の中に約2000個存在し、STR鑑定法の対象である核DNA（各細胞に1組しか存在しない）よりも劣化した試料や微量の試料からも検出できることがある。

その結果について、以下のように記述する―この部分が「D鑑定と矛盾する」唯一の箇所ということになるのだが……

「試料5(1)と11は試料6、7、8、10から検出された塩基配列をすべて持つため、試料6、7、8、10の由来する人に由来する可能性を排除できない」（傍線／引用者）

試料5(1)とは「5点の衣類」のうちの緑色ブリーフのA型血液の付着した部分である。残りはすべて被害者の着衣であり、6はメリヤスシャツ、7は白ワイシャツ、8は白メリヤスシャツ、10は水色たて縞パンツ、11はブラジャーである。

検出されたmtDNA型の一覧表を見ると、6、7、8、10は完全に型が一致している。mtDNAは母系遺伝するため、型の一致は同一人物である可能性と、母子関係、同じ母をもつ兄弟姉妹関係などを意味する。被害者は夫婦と親子なのだから、父親を除けば母、長男、次女は一致して当たり前である。

では5(1)の緑色ブリーフは、というと6、7、8、10と同じ塩基配列を持っていると同時に、異なる配列も含んでいるのである。（表2参照）

P鑑定人が自ら書き込んでいるように、これは混合DNAと考えられるから、異同識別自体が困難である。したがって「同一人物に」由来する可能性を排除できない」と同時に「異なる可能性も排除できない」のではないのか？

P鑑定人は、正直に「鑑定不能」だったと書けば良かったのである。

◆ミトコンドリアDNA検査自体が不十分

D鑑定、P鑑定を専門家の目で評価して貰おうと、筆者は科学ジャーナリストの天笠啓祐氏（市民バイオテクノロジー情報室・代表）を訪ねた。

天笠氏は、P鑑定人の鑑定書には、次の様な欠陥があると指摘する。

①まず、STR法によるDNA鑑定にことごとく失敗している。「長年常温で保管されていたため、DNAの分解が進み、断片化したためにSTRが分析不可能であったとしても矛盾しない」と言い訳しているが、D鑑定人も同じ条件で、STRによる有意な鑑定に成功しているのだから、P鑑定人の鑑定技術がD鑑定人より劣ることは否定できない。

②STR鑑定法に失敗したからといって、安易にmtDNAに依存して結論めいたことを述べている。しかしmtDNAは同じ母系であれば完全に一致するものであり、個体識別力はSTRとは較べるべくもなく低いものだ。これだけに頼って何かを語ること自体が危険なことなのである。

③mtDNAに関しても、HV1部位のみしか検査していない。普通はHV2及びHV3も実施することで正確を期すのが常識である。試料は十分あった筈なのに、なぜHV1のみしか実施していないのか。mtDNA鑑定それ自体としても不十分なものである。

これに比して、D鑑定ではこれほどまでに完璧に異なるDNA型が出ている以上、別人であることは明らかだ。

さらに、100歩譲って、P鑑定において緑色ブリーフと被害者着衣から同一のmtDNAが検出されたとみなしたとしても、STR法で一致していないという事実は動かすことができない。

「DNAは、1箇所でも不一致箇所があれば完全に別人なのであって、P鑑定を最大限に評価したとしても、D鑑定の結論に微塵の影響も与えるものではありません」

天笠氏の指摘に加えて、P鑑定はそもそも衣類の血痕が人血であるか否か、またその血液型は何か、といった鑑定事項を「検討を行わなかった」としている。裁判所からの嘱託を誠実に実施していないこんな鑑定書を果たして裁判所が認めるべきものだろうか。

以上を見てくれば、全体としてはP鑑定人の鑑定は失敗し（あるいは誠実に実施しなかったため）有意な結果は出し得なかったとしか結論づけることの出来ないものである。

とすれば、鑑定嘱託事項に沿って誠実に実施され、現在もっとも標準的で信頼性も個人識別力も高いとされているSTR法によって、劣化した試料からでも有意な結果を出しているD鑑定の結論のみが、意味をもつことは自明である。

◆マスメディアは、なぜ正面から事実を報道しないのか？

しかし、鑑定結果が明らかになった当日夜のテレビと翌朝の新聞各紙の報道は、これら事実の重み、大きさに比して余りにトーンの低いものだった。

筆者が見た限りでは『毎日新聞』が「DNA不一致―工作疑わせる」との見出しを掲げたほかは、警察による証拠ねつ造という側面に触れているものはなかった（『読売新聞』は、弁護団の談話の一部としてのみ、「何者かが着衣を工作したことを疑わせる」と報じた）。

また、DNA型が不一致だった点を中心に記述はしても、それは弁護側の鑑定にすぎず、検察側鑑定では異なった結果が出ているかのごとく論じているものばかりだった。『朝日新聞』は「見解が分かれた」とし、『読売新聞』も「（両鑑定の結論が）真っ向から対立」と書いた。

だが、両鑑定書を比較検討すれば、それが同レベルで比較しうるものではないこと、P鑑定は有意な結論を引き出す用をなさないことは理解できる筈である。何らかの「配慮」を想起させる報道である印象は否めない。

◆袴田さんの即時釈放と再審開始決定を急げ

「5点の衣類」は警察によるねつ造である―弁護団はずっとこう主張し続けてきた。大阪地検特捜部によるフロッピーディスクの日付改ざん事件以来、警察・検察がまさかそんなことをする筈はない、という素朴な信頼感は消滅したとは言え、まさか死刑事件で警察が無実の人を罪に落とすために偽の証拠を作り上げる、とまでは信じられない、信じたくないと言う気持ちが残っているかも知れない。だが、こうまで明白にその信じたくない事実が証明された以上、事実から顔を背けることは、それ自体が犯罪に等しいのではないか。

袴田事件だけでなく、名張毒ぶどう酒事件でも、東電OL殺人事件でも、決定的な無罪証拠が出ていながら、いまだに検察は言を左右にして、虚しいその場限りの時間稼ぎに明け暮れている。ことに袴田事件と名張事件は死刑事案である。無実の人を死刑にしてからでは取り返しがつかないのだ。今こそ検察は事実の前に謙虚に頭をたれて、直ちに刑の執行停止（刑訴法442条但し書き）により、袴田さんを適切な治療の受けられる外部の専門医療機関に移すべきである。そして静岡地裁が再審開始決定を、これ以上遅れさせる理由はもはや存在しない。

試料名	mtDNA型（HV1）	備考
試料5 緑色ブリーフ	223T-294T-295T-323T/C	DNAの混合
試料6 メリヤスシャツ	223T-294T-295T	3塩基置換型
試料7 白ワイシャツ	223T-294T-295T	3塩基置換型
試料8 白メリヤスシャツ	223T-294T-295T	3塩基置換型
試料10 水色たて縞パンツ	223T-294T-295T	3塩基置換型
試料11 ブラジャー	193C/T-223T-294T-295T	DNAの混合

表2

本号4頁建て
▷国公法弾圧2事件 新春座談会㊦ 2面
▷名張事件で冤罪被害者が要請 3面

1月15日
第1685号
2012年
毎月5の日、月3回発行

救援新聞

1カ月300円(郵送料1部40円)
日本国民救援会発行
発行人 瑞慶覧 淳

〒113-8463 東京都文京区湯島
2-4-4 平和と労働センター内
電話 03(5842)5842
FAX 03(5842)5840
http://www.kyuenkai.org
eメール info@kyuenkai.org

死刑の証拠、捏造(ねつぞう)だった

袴田事件
「犯行着衣」の血液から被害者のDNA型出ず
弁護側鑑定

1966年に静岡県で4人が殺害された強盗殺人事件で死刑判決を受けた袴田巌さん(75)の再審を求める審理で、静岡地裁(原田保孝裁判長)が、袴田さんが犯行時に着用したとされる衣類のDNA型鑑定を実施した結果、被害者の血液と同一のDNA型は検出されなかったことが12月22日、明らかになりました。

「袴田さんの無実が99%明らかになった。裁判所は、再審決定に踏み込んでほしい」

2通の鑑定書を手に、記者会見で弁護団長の西嶋勝彦弁護士が強い口調で話しました。

根拠に乏しい検察側の鑑定

袴田さんの有罪判決の根拠となっている唯一の物的証拠は、犯行時に着ていたとされる、血のついた5点の衣類でした。この衣類に付着した血液と、被害者が着用していた衣類のDNA型鑑定がおこなわれました。

鑑定は、弁護側と検察側の双方それぞれが推薦した2人の鑑定人が実施。弁護側の鑑定で、5点の衣類には、血縁関係のない4人以上の血液が付着しており、被害者のDNA型と一致しない結果となり、犯行着衣ではなかったことが証明されました。

そもそも5点の衣類は、事件から1年2カ月後に事件現場のみそ工場のタンクでみそ漬けの状態で「発見」された捏造の疑いが強いものでした。しかし、確定判決は、被害者の血液が付着しており、袴田さんが犯行時に着用したものと認定していました。

弁護団事務局長の小川秀世弁護士は、「今回の鑑定で5点の衣類が偽造であることが裏付けられ、警察が証拠捏造に関与したことがはっきりした。どう責任をとるのか」と語気を強めました。

一方、検察側の鑑定は、5点の衣類のうち、緑色ブリーフから検出されたDNA型は、被害者のものと一致する可能性を排除できないなどと結論づけました。しかし、この鑑定は、裁判所があらかじめ指示した7つの鑑定事項のうち、「鑑定試料(5点の衣類など)に人血が付着しているか」について調べておらず、「検出されたDNAが、血液に由来するものか」についても「不明」としたままDNA型鑑定をおこなっています。

西嶋弁護士は、「鑑定の体をなしていない。『被害者と一致する可能性を排除できない』というが、その根拠を示していない。裁判所から命じられた鑑定事項を検討していないのは、不十分というよりも不誠実な鑑定だ」と話しました。


記者会見する(左から)西嶋弁護団長と袴田さんの姉・秀子さん

弁護団 再審開始と刑の執行停止を

獄中の袴田さん 拘禁症が深刻

会見に同席した袴田さんの姉・秀子さんは、「本当に長い46年でした。再審開始に向かっての第一歩です。弁護士の先生方、皆様方の応援があってでございます」と話し、獄中の袴田さんに今回の結果を伝えに東京拘置所を訪れたものの、袴田さんが拒否したため実現できなかったことを明らかにしました。

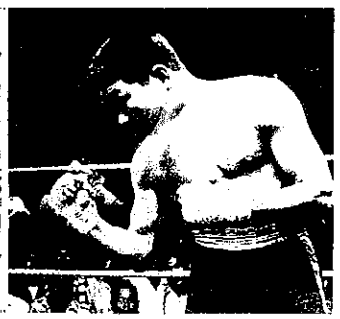
「ずいぶん前から、『俺は毒殺される』と言って薬も飲まなくなっていたようです。面会できないのは、拘禁症などの病状が悪化しているからでしょう」

約1年半、秀子さんと弁護団は袴田さんに面会できていません。

「何年かかっても巌を助けださにゃいかんと思っています。これからも面会できなくても、毎月拘置所に行こうと思っています」

鑑定を受け、弁護団は12月26日に「証拠捏造は明らか」として、再審開始と袴田さんの刑の執行停止を要請。国民救援会静岡県本部も20日に要請をおこないました。

〈再審開始要請先〉〒420-8633 静岡市葵区追手町10-80 静岡地裁・原田保孝裁判長


プロボクサー時代の袴田さん

袴田事件

弁護団 早期再審訴え

DNA不一致「工作疑わせる」

「袴田さんの無罪が99%明らかになった」。22日分かった「袴田事件」の第2次再審請求でのDNA型再鑑定結果。被害者の返り血とされてきた血痕が被害者とは一致しない、との弁護側鑑定は、確定判決の根幹を揺るがす。袴田巌死刑囚(75)の冤罪を訴えてきた弁護団は同日夕、東京都千代田区の弁護士会館で記者会見を開き、早期の再審開始決定を訴えた。

中に入りきれないほどの記者が詰めかけた会見場。西嶋勝彦弁護団長が「(弁護側と検察側の)2人の鑑定人の鑑定結果は同じものではない」と切り出した。弁護側鑑定人の結果について「袴田さん以外の何者かが着衣を工作したということを強く疑わせる内容になっている」と評価。淡々とした表情ながらも「再審開始はいつでも決定できる状態」と自信を見せた。

事務局長の小川秀世弁護士は晴れやかな顔で「5点の衣類が捏造で証拠としては使えないと主張してきたが、それが鑑定結果ではっきりした。うれしい結果」と声を弾ませた。

また、弁護団は検察側鑑定人の鑑定に「地裁から命じられた血液型の検討をしておらず、鑑定の体をなしていない」と疑問を投げかけた。

一方、記者団の質問に静岡地検で応じた千葉雄一郎次席検事も、同じ鑑定に関し「結果が明らかになったばかりで、どういう事情でそうなったのか把握していない」と述べるにとどまった。【仲田力行、西嶋正信】

法務・検察から懐疑の声相次ぐ

弁護側と検察側の各鑑定人で異なるDNA型鑑定結果が出たことについて、法務・検察からは懐疑的な声が相次いだ。検察幹部は「試料が古すぎて、そもそも鑑定に適していなかったのではないか。現時点では再審開始を判断する決定的材料にはならない」と首をひねった。別の幹部は「ここまで食い違うのは疑問。どちらかの鑑定が、いずれの鑑定も間違っている可能性がある」と鑑定精度を疑問視し、今後は鑑定人の尋問を裁判所に求めていく方針を示唆した。

一日も早く再審開始を

元東京高裁判事の木谷明・法政大法科大学院教授(刑事法)の話　弁護側が推薦した鑑定人は、衣類5点に付着した血痕のDNA型が被害者と一致しないとはっきりした結論を出した。一方、検察側鑑定人は、同一人の可能性を排除できないとあいまいだ。弁護側に有利な結果になったと言えるだろう。一日も早く再審を始めるべきだ。これ以上時間をかけるべきではない。

結論出たとは言えない

赤根敦・関西医科大教授(法医学)の話　鑑定結果だけでは検察側有利とも弁護側有利とも言いがたい。弁護側推薦の鑑定人の結果は「はっきり同一人物というものはなかった」ということだが、試料の状態が悪いと正確な結果が出ないこともある。DNAは別に検出された成分から血液由来だとしているが、これだけで血液とは断定できないのではないか。一方、検察側推薦の鑑定人の方も明確な結論が出たとは言えない。

証拠評価はこれから

解説

「犯行時の着衣」とされた衣類5点を巡る弁護側推薦鑑定人のDNA型再鑑定結果は、確定判決の前提を覆す可能性がある。鑑定技術の向上が「警察による証拠の捏造(ねつぞう)」という弁護側主張を後押しした形だ。

鑑定書によると、弁護側鑑定人は①ズボンや長袖スポーツシャツなど5点に付着した血痕9カ所のDNA型②保管されていた被害者の衣類から採取した六つのDNA型――の間で「同一の型と判断できるものは一つも存在しない」とし「同一人の血液は確認できなかった」と結論付けた。「不能」との結論だった約10年前の1回目とは異なり、精度が向上した今回の再鑑定は明快な内容となった。

弁護団は記者会見で「有罪の要が崩れた」と評価、速やかな再審開始と刑の執行停止を求める方針だ。DNA型鑑定が冤罪(えんざい)を裏付けた足利事件、再審請求で開示された証拠が再審無罪につながった布川事件。近年の再審の大きな流れに袴田事件も沿っているかに見える。静岡地検は今月、非開示だった証拠176点の開示を決めたばかりだ。

ただし検察側鑑定人の結果は、一部が「同一人の可能性」という内容。静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「二つの鑑定結果には相当の食い違いがあり、信用性を検討する必要がある」とのコメントを出した。弁護側鑑定だけで再審開始に直結はしない。新証拠の評価もこれからだ。【平塚雄太】

袴田事件
深まるDNAの謎
分かれた鑑定結果　再鑑定も選択肢に

1966年に旧清水市（静岡市清水区）で起きた「袴田事件」で22日に明らかにされたDNA型再鑑定。弁護側の鑑定人は犯行時の着衣とされた5点の衣類に被害者の血はなかったと指摘し、検察側は一部一致の可能性があると述べ、結果が分かれた。弁護側鑑定が正しければ、いったい誰の血が付いた服なのか。また、検察側鑑定書は確定判決で男性の血とされた部分のDNA型について「女性由来の可能性」を指摘するなど、謎が深まる再鑑定結果となった。

鑑定は検察側、弁護側双方がそれぞれ1人ずつ計2人の鑑定人を推薦し、静岡地裁が8月に委託した。袴田巌死刑囚(75)の犯行時の着衣とされた5点の衣類について、被害者の親子と袴田死刑囚のものとされた血痕9カ所の血は人血か▽人血なら血液型は何型か▽親子関係はあるか▽生前の服から採取した被害者4人のDNA型と一致するか――などを調べた。

検察側鑑定書は、人血かどうかや血液型の問いに「検討しなかった」と回答。また、DNA型は、髪の毛、唾液、触った時に残る皮膚細胞からも採取できるため、地裁は血液のDNA型かどうかを明らかにするよう求めていたが、その点も「不明」とした。

被害者の男性専務のものとされた血痕から抽出されたDNA型を女性のものと推定。血液のDNAかどうかは不明だが、被害者のものではない可能性が検察側鑑定からも浮かび上がったことになる。

弁護側の鑑定結果によれば、専務の血とされた血痕は、DNA型だけでなく血液型も確定判決とは異なった。

今後は静岡地裁で鑑定人尋問が行われる見通しだが、再鑑定も重要な選択肢の一つとなるだろう。【平塚雄太、西嶋正信】

◆袴田事件の血液型、DNA型再鑑定結果◆

主な鑑定事項	弁護団推薦の鑑定人	検察側推薦の鑑定人
試料への人血の付着の有無と、付着があればその血液型	各試料に付着。血液型もほぼ判明	検討せず
検出されたDNA型が人血由来か	人血に由来する	不明
検出されたDNA型は男性由来か女性由来か	一部判明	一部を推定
鑑定の結論	「5点の衣類」に被害者の血液は付着していない	「5点の衣類」に付着した被害者の血液が付着した可能性は排除できない

中日 12/24

ボクシング協会「再審開始望む」
袴田事件で声明

「袴田事件」の第二次再審請求審で、元プロボクサー袴田巌死刑囚(75)の犯行着衣とされた衣類のDNA鑑定結果を受け、日本プロボクシング協会は二十三日、熱海市内で開いた理事会で「一日も早い再審開始を望む」との緊急声明を採択した。

弁護団側の鑑定で死亡した一家四人のDNAが検出されなかったため。声明は袴田死刑囚の心身状態も案じ、「一刻も早く適切な治療が施されることを望む」と求めている。

日本経済新聞（夕刊）　2011年(平成23年)12月26日(月曜日)

刑の執行停止　弁護団が要請
袴田事件で地検に

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、袴田厳死刑囚(75)の弁護団が26日、22日に判明したDNA鑑定結果で無実が明らかになったとして、刑の執行停止と即時釈放を静岡地検に要請した。静岡地裁に対しても早期の再審開始を申し入れた。

22日に結果が明らかになったDNA鑑定では、犯行時の着衣とされる5点の衣類に付着した血痕と、被害者の衣類の血痕のDNA型を比較。弁護側推薦の鑑定人は、「衣類の血痕全てから一被害者の血液と同一のDNA型を検出できなかった」と判断。検察側推薦の鑑定人は「同一人物である可能性を否定できない」との結果を示し見解が大きく分かれている。

12/26 毎日

再審開始と釈放　要望書を提出

袴田事件弁護団

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で4人が殺された「袴田事件」の第2次再審請求で、犯行時の返り血とされた衣類の血痕と被害者のDNA型が「不一致」との弁護側再鑑定結果を受け、袴田厳死刑囚(75)の弁護団は「有罪の要が崩れた」として26日午前、早期の再審開始と身柄釈放を求める要望書を静岡地検に提出した。静岡地裁にも午後提出する。

弁護側推薦鑑定人の再鑑定結果によると、袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされる5点の衣類の血痕が付着した部分から採取したDNA型は、すべて被害者のDNA型と一致しなかった。5点の衣類は死刑判決の最も重要な物証とされている。

同時に行われた検察側再鑑定は結論が異なり、血痕と被害者のDNA型の「一部一致の可能性」を指摘している。【平塚雄太】

袴田事件 (9)

刑の執行停止求める

弁護団 再審開始も要請へ

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で静岡地裁が実施したDNA型鑑定で、弁護側鑑定人が犯行着衣とされた衣類に「被害者の血液は付着していない」と判断したことを受けて、袴田巌死刑囚(75)の弁護団は26日午前、静岡地検に対し、死刑と拘置の執行停止を求める申入書を提出した。

同日午後には、同地裁にこの鑑定結果を踏まえて早期の再審開始決定をするよう申し入れる。

地検への申入書で弁護団は、DNA型鑑定の結果、犯行着衣とされた「5点の衣類」が捏造（ねつぞう）されたことが明らかになった―と主張し、早期に身柄の拘束を解くよう求めた。

22日に明らかにされたDNA型鑑定結果で、弁護側鑑定人は5点の衣類の血痕から検出されたDNAの分析から「（被害者と）同一人物に由来する血液と確認できない」との判断を示した。これに対し、検察側鑑定人は「被害者の血液である可能性が排除できない」との鑑定結果を示し、判断が分かれた。

支援団体の「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」（楳田民夫代表）と「浜松・袴田巌さんを救う会」（渥美邦夫会長）も同日、再審の開始と刑の執行停止をそれぞれ地裁、地検に要請した。

静岡 12/27

再審開始求め申入書

袴田事件弁護団

死刑囚DNA鑑定も

旧清水市(静岡市清水区)で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、袴田巌死刑囚(75)の弁護団は26日、犯行着衣とされた「5点の衣類」が血痕のDNA型鑑定で「捏造（ねつぞう）証拠と裏付けられた」として、静岡地裁に対し、速やかに再審開始を決定し、新たに袴田死刑囚のDNA型鑑定を実施すべきとする申入書を提出した。

申入書で弁護団は、弁護側鑑定人の鑑定結果から「5点の衣類に付着している血液が被害者とは別の人物の血液だった」と指摘。検察側鑑定人の鑑定は「技術的な意味で満足な結果が得られなかったにすぎない」などとして、双方は矛盾しないとの見解を示した。

また、両方の鑑定で、5点の衣類のうち、袴田死刑囚の血液が付着したとされる白色半袖シャツの右肩部分の血痕のDNA型が判定できたことから、袴田死刑囚のDNA型鑑定を実施し、比較すべきとした。

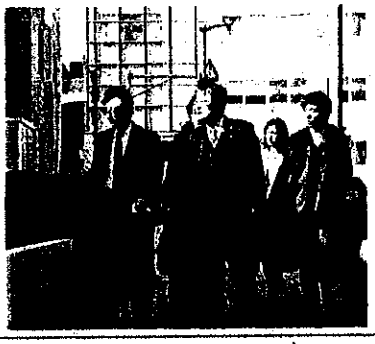
申し入れ後に記者会見した弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「DNA型鑑定の結果、再審に必要な新規明白な証拠が裁判所に提出されたと考えている。袴田さんのDNA型鑑定で、衣類が袴田さんの物でないことがさらに明らかになる」と述べた。

産経 12/27

「袴田事件」弁護団「証拠捏造は明白」

地裁に再審開始要請

「袴田事件」の第2次再審請求で、弁護団は26日、静岡地裁に早期の再審開始を申し入れた後、会見で「22日のDNA型鑑定で改めて警察官の証拠捏造が明白になった」と主張した。



袴田厳死刑囚の死刑執行停止と即時釈放を求める弁護団＝26日午前、静岡地検前

弁護側は検察側推薦の鑑定人による鑑定について「判定不能に近い結果。弁護側推薦の鑑定人の判定結果と矛盾、対立するものではない」と訴えた。「今回の鑑定ですでに結論は出た」としており、地裁に対しては、今後、鑑定人尋問は求めない方針だ。

DNA型鑑定では、弁護側推薦の鑑定人が、犯行時の着衣とされた「5点の衣類」の血痕すべてを「被害者の血液と同一のものとするのは困難」と結論づけたが、検察側推薦の鑑定人は「同一人物である可能性を否定できない」とし、見解が分かれていた。検察側は、「双方の違いを公平に受け止め、科学的に検証していくべきだ」としている。

12/27 読売

袴田死刑囚のDNA鑑定要求

静岡県清水市（現・静岡市）で1966年、みそ会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、袴田厳死刑囚(75)の弁護団は26日、静岡地裁に早期再審開始を求める緊急申し入れ書を提出した。さらに、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされたシャツの血痕が袴田死刑囚のものかどうかについて「袴田死刑囚のDNA鑑定が必要なら、直ちに実施してほしい」と求めた。

22日に地裁が開示した弁護側推薦人によるDNA鑑定では「被害者由来の血液は確認できなかった」とされた。ただ、袴田死刑囚のDNA鑑定は行われておらず、弁護団は「袴田死刑囚のDNA型と異なっていれば、衣類は捏造された証拠とはっきりし、ただちに無実が明らかになる」としている。また、弁護団は静岡地検に死刑と拘置の執行停止を求める申し入れ書を出した。

中日 12/28

刑執行停止 法相に要請

袴田事件 弁護団と姉ら面会

清水市（現静岡市清水区）で一家四人が殺害された「袴田事件」で、袴田厳死刑囚(七五)の弁護団や姉の秀子さん(七〇)らは二十七日、法務省で平岡秀夫法相に面会し、刑の執行停止と釈放を要請した。

秀子さん、弁護団の西嶋勝彦弁護士、「袴田厳死刑囚救援議員連盟」会長の牧野聖修衆院議員ら五人が同省を訪問。面会は非公開で行われ、終了後に記者団の取材に応じた牧野氏によると、平岡法相は「立場上、具体的な個別の案件については発言を控える」と回答したが、拘束されている死刑囚の病気の診断や待遇の在り方について、検討を進めていく考えを示したという。初めて法相と面会できたという秀子さんは「門前払いを覚悟していたのでうれしい。再審をお願いしました」と話した。

今月二十二日明らかになった証拠衣類のDNA型再鑑定結果で、弁護団推薦の鑑定人が、衣類の血痕から被害者のDNAは検出されなかったと結論付けたのを受け要請した。

2011年(平成23年)12月28日(水曜日) 朝日新聞

袴田死刑囚支援者 平岡法相に要請

第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)の支援者ら5人が27日、法務省を訪ねて平岡法相と面会し、「DNA再鑑定結果は、袴田さんが無実である科学的な証拠だ」などとして、検事総長に死刑の執行停止と釈放手続きの開始を命ずるよう要請した。

要請したのは、弁護団の西嶋勝彦団長、袴田死刑囚の姉、秀子さん(78)、「袴田死刑囚救援議員連盟」会長の牧野聖修衆院議員ら。牧野会長によると、平岡法相は「個人の思いはあるが、立場上お答えは出来ない」と回答を避けたという。秀子さんは「大臣には初めて面会できた。会えたことが（再審開始に向けての）一歩前進だと思う」と話した。

朝日 12/28

死刑執行停止 法相に求める

袴田死刑囚の姉

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された「袴田事件」で、死刑が確定した袴田巌死刑囚(75)＝第2次再審請求中＝の姉の袴田ひで子さん(78)ら4人が27日、死刑の執行停止などを求め、東京・霞が関の法務省で平岡秀夫法相に要請書を手渡した。ひで子さんの法相への面会が認められたのは今回が初めて。

要請書を渡したのは、他に袴田死刑囚救援議員連盟会長の牧野聖修・衆院議員と弁護団長の西嶋勝彦弁護士ら。今月、検察側と弁護側がそれぞれ推薦した別の鑑定人が異なる鑑定結果を出したことを受け、「無実の科学的な証拠であり、法相は死刑の執行停止と釈放手続きの開始を命じるべきだ」などと訴えた。

要請後に取材に応じた牧野議員によると、平岡法相は「法体系は順守しなければならない」と要請には応じられない姿勢を示した上で、「死刑囚の処遇の仕方も検討が必要」と語ったという。ひで子さんは「本人の精神状態もおかしいので、ぜひ再審請求をお願いしますと申し上げた」と話した。

朝日 12/28

死刑執行停止 法相に求める

袴田死刑囚の姉

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された「袴田事件」で、死刑が確定した袴田巌死刑囚(75)＝第2次再審請求中＝の姉の袴田ひで子さん(78)ら4人が27日、死刑の執行停止などを求め、東京・霞が関の法務省で平岡秀夫法相に要請書を手渡した。ひで子さんの法相への面会が認められたのは今回が初めて。

要請書を渡したのは、他に袴田死刑囚救援議員連盟会長の牧野聖修・衆院議員と弁護団長の西嶋勝彦弁護士ら。今月、検察側と弁護側がそれぞれ推薦した別の鑑定人が異なる鑑定結果を出したことを受け、「無実の科学的な証拠であり、法相は死刑の執行停止と釈放手続きの開始を命じるべきだ」などと訴えた。

要請後に取材に応じた牧野議員によると、平岡法相は「法体系は順守しなければならない」と要請には応じられない姿勢を示した上で、「死刑囚の処遇の仕方も検討が必要」と語ったという。ひで子さんは「本人の精神状態もおかしいので、ぜひ再審請求をお願いしますと申し上げた」と話した。



平岡秀夫法相への要請後、取材に応じる袴田ひで子さん（左）と牧野聖修・衆院議員＝東京・霞が関

毎日新聞 2011年（平成23年）12月28日（水）

袴田死刑囚の即時釈放求める

法相に議員連盟

1966年に清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された袴田事件で、袴田巌死刑囚(75)の姉秀子さん(78)と超党派の議員でつくる袴田死刑囚救援議員連盟（会長・牧野聖修衆院議員）が27日、平岡秀夫法相に対し、刑の執行停止と即時釈放を検察当局に命じるよう申し入れた。

牧野議員は申し入れ後、平岡法相が「法制度は順守しなければならない。個人の思いはあるが、法の責任者としてそれを言うことはできない」と秀子さんに話したことを明らかにした。

袴田事件の第2次再審請求をめぐり、弁護団は今月、静岡地裁の委託を受けた再鑑定の結果、犯行時の着衣とされる衣類からは、被害者の血液と同一のDNA型が検出されなかったとする弁護側鑑定人の見解を公表。議員連盟側は、鑑定結果は無実の科学的根拠だとし「これ以上無実の袴田さんを拘禁状態に置くのは承服できない」と訴えた。

中日新聞
29 社会 11版 2012年(平成24年)1月18日(水曜日)

袴田死刑囚のDNA鑑定 早期実施 姉も要請

静岡地裁に

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、一家四人が殺害された「袴田事件」で、袴田厳死刑囚(75)の姉の秀子さん(78)と支援団体が十七日、犯行時に着ていたとされる半袖シャツの血痕から袴田死刑囚のDNAが検出されるかどうか速やかに鑑定するよう求める要請書を静岡地裁に提出した。

昨年十二月に明らかになった犯行時の着衣とされる衣類数点の鑑定結果で、弁護団が推定しており、この場で検討するとみられる。

弁護団も昨年十二月、同様の趣旨を文書で地裁に申し入れている。地裁は今月二十三日に静岡地検、弁護団との三者協議を予定しており、この場で検討するとみられる。

袴田死刑囚のDNA鑑定は弁護団も地裁に要請しており、同地裁は23日、弁護側、検察側と臨時の三者協議を開き、鑑定の実施について協議する。

事件では昨年、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされる「5点の衣類」や、被害者関連の着衣のDNA型鑑定が、弁護側と検察側がそれぞれ推薦した2人の鑑定人によって実施され、一部からDNA型が検出された。

特に、「5点の衣類」の一つの白半袖シャツ右肩に付着したB型の血痕から検出されたDNA型が、同じくB型である袴田死刑囚のDNA型と一致するかどうかが焦点。確定判決はこの血痕を、事件当時、右肩に傷を負っていた袴田死刑囚の血痕と認定しているため、弁護側は、この血痕が袴田死刑囚のものではないことを立証し、再審開始につなげたい考えだ。

また、ひで子さんはこの日、袴田死刑囚と一昨年8月以降、面会ができていないことから、東京拘置所長宛てに安否や健康状況について説明を求める文書を送付。小川敏夫法相宛てにも袴田死刑囚の死刑執行停止を求める要請書を支援団体と共に送った。

は鑑定対象にならなかったが、半袖シャツ右肩の血痕から被害者以外の人物のDNAが検出されたことも判明した。

弁護団は「袴田さんのDNA型と照らし合わせることで、無実がはっきりする」と主張。秀子さんも要請書で「無実を明らかにするため、直ちに厳のDNA鑑定をしていただきたい」と訴えた。

提出後、地裁前で支援者らとともに記者団の取材に応じた秀子さんは「とにかく早く前に進んでほしい」と語った。

朝日新聞
29 静岡 静岡 13版 2012年(平成24年)1月18日 水曜日

DNA採取 鑑定要請

袴田死刑囚から 姉ら地裁に


袴田死刑囚のDNA型鑑定を求める姉のひで子さん（左端）や支援者たち＝静岡地裁前

清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人を殺害したとされる袴田厳死刑囚(75)の第2次再審請求で、保佐人で姉のひで子さん(78)と支援団体は17日、袴田死刑囚からDNAを採取し、型の鑑定を実施するよう静岡地裁（原田保孝裁判長）に要請した。

中日新聞
2012年(平成24年)1月19日(木曜日) 11版 社会 30

袴田死刑囚DNA型鑑定
静岡地検「反対せぬ」

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、一家四人が殺害された「袴田事件」で、袴田巌死刑囚(七五)の弁護団が同死刑囚のDNA型鑑定を求めていることについて、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は十八日の定例会見で「鑑定が意味のあるものであれば、特に反対する理由はない」と述べた。

昨年十二月に結果が明らかになった犯行時の着衣とされる衣類のDNA型鑑定では、袴田死刑囚のDNAは鑑定対象にならなかった。弁護団が推薦した鑑定人の鑑定では、半袖シャツ右肩の血痕から被害者以外の人物のものとみられるDNAが検出された。

弁護団は「袴田さんのDNA型と照らし合わせることで、無実がはっきりする」と主張、地裁に昨年十二月、同死刑囚のDNA型鑑定を文書で申し入れた。

会見で千葉次席検事は「まずは昨年十二月明らかになった（地検推薦、弁護団推薦の鑑定人による）二件の鑑定結果の検証を踏まえた上で、必要であって意味あることが確認できれば、新たなDNA型鑑定に特に反対する理由はない」との考えを示した。

静岡地裁は今月二十三日、地検と弁護団との臨時の三者協議を開く。

デジカメ3点セットが16800円(税込)
ビックカメラ

2012, 1/20 静岡新聞

鑑定書の一部訂正

袴田事件弁護側

「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁が昨年実施した袴田巌死刑囚(75)の犯行着衣とされる衣類のDNA型鑑定について、弁護団推薦の鑑定人は19日までに、地裁に提出済みの鑑定書の一部を訂正した。

弁護団によると、特定のDNA型が出現した遺伝子部位に関するデータを追加した。弁護団は「衣類に『被害者の血液は付着していない』とした結論部分は変わらない」としている。

中日新聞 2012 1/23

「全証拠開示を」

清水区で袴田死刑囚支援者の集いで訴え

袴田事件の支援団体「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」（楳田民夫代表）は二十二日、静岡市清水区の清水テルサで「袴田さんは無実だ！清水集会」を開いた。

静岡地裁で続く袴田事件の第二次再審請求審をめぐっては、同地裁が昨年十二月、静岡地検に証拠開示を初めて勧告。取り調べの録音テープや調書など百七十六点の資料が開示されている。

集会で、弁護団長の西嶋勝彦弁護士は「請求した証拠の八割ほどは明らかになった。袴田さんの無罪につながる、全証拠を開示させたい」と力説。「無実を裏付けるため、今後は袴田さん自身のDNA型を調べたい。DNAの採取時に立ち会えれば、袴田さんの様子も確かめられる」などと話した。

「東京電力女性会社員殺人事件」の再審請求を支援する雑誌記者、今井恭平さんの講演もあり、約六十人の参加者が耳を傾けた。

会場には、五十六年前の「島田事件」で再審無罪となった元死刑囚の赤堀政夫さんや、袴田死刑囚の姉・秀子さんの姿も。秀子さんは「弁護団や皆さまのおかげで、再審に向け一歩進めた」と話していた。

死刑囚DNA鑑定要求

袴田事件弁護団 きょう3者協議

1/23 静岡新聞

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田巌死刑囚(75)の支援団体が22日、同区で集会を開いた。第2次再審請求中の弁護団は23日の静岡地裁、静岡地検との3者協議で、袴田死刑囚自身のDNA型鑑定を地裁に求め、一層の証拠開示を目指して証拠一覧を提出するよう地検に求めていく方針を明らかにした。地裁が昨年実施した、袴田死刑囚の犯行着衣とされる「5点の衣類」のDNA型鑑定で、弁護団側鑑定人は「被害者の血液は付着していない」と判断し、弁護団は「証拠のねつ造が科学的に裏付けられた」と主張している。

これまで、衣類のうち、白半袖シャツの右肩部分に付いた血液は袴田死刑囚のものとされてきた。西嶋勝彦弁護団長は「袴田さんの血液か、別人の血液かを最終的に判断する必要がある」と述べた。

集会には県内外の支援者らが参加し、毎月、東京拘置所で袴田死刑囚と面会を試みている姉秀子さん(78)も支援への協力を求めた。



袴田死刑囚の姉秀子さん（左）らが支援を訴えた集会＝22日午後、静岡市清水区

静岡新聞（夕刊）

袴田事件3者協議で一致
死刑囚DNA鑑定へ

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁、静岡地検、袴田巌死刑囚(75)の弁護団による3者協議が23日午前、同地裁で開かれた。弁護団が実施を求めていた袴田死刑囚自身のDNA型鑑定について協議し、実施する方向で一致した。

協議後に会見した弁護団によると、新たな鑑定は、袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされる衣類のうち白半袖シャツの右肩部分に付いた血液と、袴田死刑囚自身のDNA型を比較する内容。袴田死刑囚からDNAを採取することが必要になる。

地裁は実施に向けた手続きや鑑定方法などについて、2月3日の次回3者協議までに検討し、協議を経て決定する。

協議では、昨年実施した犯行着衣とされる衣類のDNA型鑑定を担当した鑑定人2人から、地検、弁護団が鑑定内容の説明を受ける場を設けることも確認した。

昨年のDNA型鑑定で、弁護団側鑑定人は「被害者の血液は付着していない」との判断を示した。一方、検察側鑑定人は衣類の一部について「被害者の血液と一致した可能性が排除できない」とした。結果を受け弁護団は「証拠のねつ造が明らかになった」と主張し、袴田死刑囚のDNA型鑑定を追加で求めていた。

2012年（平成24年）1月23日（月） 夕刊
毎日新聞

袴田事件

新DNA鑑定実施へ

3者協議で決定 衣類付着の血痕

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で起きた強盗殺人「袴田事件」の第2次再審請求の3者協議が23日、静岡地裁であり、新たなDNA型鑑定を実施する方針が決まった。犯行時の着衣とされる衣類に残された血痕に関し、袴田巌死刑囚(75)のものかどうか調べる。協議後の記者会見で弁護団が明らかにした。次回協議の2月3日までに、地裁が日程や鑑定人などを決める。

衣類の血痕は確定判決で、被害者と袴田死刑囚のものとされた。だが、昨年12月に判明した衣類の鑑定結果で弁護側推薦の鑑定人は、被害者のDNA型とは「不一致」との結論だった。この鑑定では、袴田死刑囚のDNA型は対象外だったため、弁護側は新たな鑑定を求めていた。

一方、検察側推薦の鑑定人は「一部一致の可能性」との鑑定だった。静岡地検は「既に出ている結果の検証が先だが、必要なら袴田死刑囚のDNA型を調べるのに反対する理由はない」と話していた。【平塚雄太】

2012年（平成24年）1月23日 月曜日
静岡新聞（夕刊）

服のB型血痕 DNA鑑定へ

袴田事件

清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、静岡地裁（原田保孝裁判長）は23日、袴田死刑囚からDNAを採取し、型を鑑定することを決めた。確定判決で犯行時の着衣とされた「5点の衣類」の一部には、袴田死刑囚と同じB型でDNA型が検出した血痕があり、袴田死刑囚のものかどうか検証する。

この日の地裁、静岡地検、弁護団との三者協議後、弁護団が明らかにした。今後、鑑定方法などを詰めていくという。

弁護団は「袴田死刑囚のDNA型と一致しなければ、5点の衣類が犯行時の服だとした捜査側の捏造が明らかになる」と主張している。

袴田事件でのDNA型鑑定では昨年12月、弁護団と地検がそれぞれ推薦した鑑定人2人による「5点の衣類」の鑑定を実施。その結果、そのうちの一つである白半袖シャツの右肩のB型の血痕から、DNA型の一部が検出できた。

確定判決はこの血痕を、事件当時に右肩に傷を負っていた袴田死刑囚の血痕だと認定しており、袴田死刑囚の姉の袴田ひで子さんらが、袴田死刑囚本人のDNA型を採取し、照合するよう要請していた。

中日新聞

袴田死刑囚DNA鑑定へ

シャツ右肩の血痕と照合

DNA型採取法が課題

清水市(現静岡市清水区)で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、静岡地裁、静岡地検、袴田巌死刑囚(七七)弁護団の三者は二十三日、袴田死刑囚のDNA型鑑定を実施することで一致した。袴田死刑囚のDNAを調べるのは初めて。

同日の三者協議で、地裁が二月三日の次回協議に鑑定時期や方法を決める方針を提示し、弁護団と地検が了解した。有罪の根拠の一つとなった半袖シャツの右肩口に残る血痕が、袴田死刑囚本人のものかどうか、最新のDNA分析技術で確認する。

半袖シャツは犯行時の着衣とされた「五点の衣類」の一つ。袴田死刑囚と同じB型の血が、肩の部分に内側から染み込んでおり、一九八〇年の確定判決は袴田死刑囚の血と認定した。

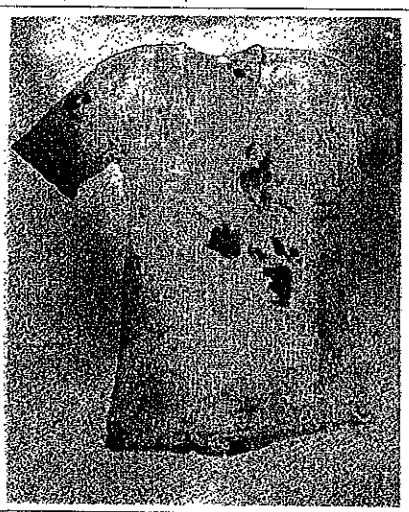
五点の衣類は、第一次再審請求中の二〇〇〇年にもDNA型を鑑定した。当時の技術ではDNAを抽出できず「鑑定不能」に。比較材料として、袴田死刑囚のDNAを調べるに至らなかった。

地裁は昨年、血痕が被害者の返り血かどうかDNA型の再鑑定を実施し、二人の鑑定人のうち弁護団推薦の鑑定人が、被害者の衣類に付着した血痕のDNA型との比較から、血痕は被害者のとは別人のものと結論付けた。

弁護団は証拠の捏造(ねつぞう)の可能性が強まったとして、袴田死刑囚のDNA型と比較する「追加の鑑定が必要」と地裁に申し入れていた。

三者協議ではこのほか、昨年の再鑑定で弁護団、地検が推薦した鑑定人の鑑定結果が割れたのを受け、地検と弁護団が両鑑定人から説明を受ける場を設けることで合意した。

地裁が、DNA採取の手続きや鑑定の進め方、鑑定時期などのたたき台を弁護団、地検に提示。双方が意見を出し、地裁が最終決定する。



右肩に袴田巌死刑囚の血が付いているとされる半袖シャツの写真=弁護団提供

東京拘置所に収監中の袴田巌死刑囚は、拘禁反応とみられる症状に加え、認知症も進んでいるとされ、二〇一〇年八月以降、弁護団や姉の秀子さん(七七)も面会できていない。DNA型鑑定の実施に向けては、本人のDNAをどう採取するかが課題となりそうだ。

弁護団は、袴田死刑囚に血液採取などを拒絶された場合は強制採取の可能性もあると指摘する。だが、元東京高裁判事の木谷明・法政大法科大学院教授(刑事法)は「捜索などと違い、鑑定のため強制力を使い採血するのは現行法上難しいのではないか」と語る。

弁護団によると、二月三日の次回協議で、

袴田事件

「また一歩前進」

弁護側 新DNA鑑定、期待



臨時3者協議の報告をする弁護団の小川秀世事務局長(左から2人目)と姉の秀子さん(同3人目)ら

1966年に清水市（現静岡市清水区）で4人が殺された「袴田事件」の第2次再審請求の3者協議が23日、静岡地裁で開かれ、証拠衣類の血痕が袴田巌死刑囚(75)のものかどうかを調べる新たなDNA型鑑定を行う方針が決まった。協議後に記者会見した弁護団は、「新たな鑑定で早く無実を明らかにしたい」と話し、袴田死刑囚の姉秀子さん(78)は、「(昨年のDNA型鑑定結果に続き)また一歩前進した」と期待を示した。【平塚雄太、西嶋正信】

鑑定の対象となるのは、犯行時に袴田死刑囚が着ていたとされる5点の衣類の一つ、白半袖シャツの右肩部分に付いた血痕。昨年12月発表のDNA型鑑定で、弁護側、検察側双方が推薦した鑑定人がDNA型を既に検出している。現在東京拘置所にいる袴田死刑囚から今後DNAを採取し、この型と一致するかどうかを調べる。

判決は右肩の血痕について、袴田死刑囚が犯行時に何らかの原因で出血したものが付着したと認定。袴田死刑囚と同じB型の鑑定結果が出されている。だが弁護側は衣類を「捜査機関の捏造」として、袴田死刑囚の血ではないとみている。

弁護団によると、検察側は新たな鑑定に反対しなかった。次回2月3日の3者協議までに地裁が日程や鑑定人などを決める。

袴田死刑囚は認知症の疑いも報告されており、会見後に取材に応じた秀子さんは、「厳しい健康状態を考えると、早くやってほしい」と話した。

また、協議では昨年12月発表のDNA型鑑定について、検察側から検証を求める要望があり、鑑定人尋問を行う方針を確認した。正式な尋問前に弁護団と検察官が共同で2人の鑑定人をそれぞれ呼び、予備質問する場を設ける。日程は未定。

同鑑定で弁護側推薦の鑑定人は、衣類の血痕のDNA型が被害者のものと一致しなかったと報告。検察側推薦の鑑定人は、被害者のものと一部一致の可能性があるとして、異なる結論を示している。

袴田死刑囚 検体採取へ

DNA型鑑定 来月中旬までに開始

「袴田事件」の第二次再審請求審で、袴田巌死刑囚(75)のDNA型鑑定が来月中旬までに始まることが三日、決まった。静岡地裁は今月中に袴田死刑囚の弁護団、静岡地検双方推薦の専門家に鑑定を委嘱する。

同日、地裁で開かれた三者協議後の会見で弁護団が明らかにした。弁護団によると、今月十日までに弁護団と地検がそれぞれ専門家を推薦し、それを受けて地裁が鑑定人を選任する。その後、双方の鑑定人が東京拘置所に収監中の袴田死刑囚からDNAを採取する鑑定手続きに入るという。

地裁は任意での採取を前提としているが、袴田死刑囚は、拘禁反応とみられる症状に加え、認知症も進んでいるとされ、採取に応じるかは不透明。拒まれた場合は、強制的な採取も検討するという。

今回の鑑定はまず、袴田死刑囚からDNAを採取し、型を判定。その上で犯行時の着衣とされ、有罪の証拠となった「五点の衣類」のうち、既に判明している半袖シャツ右肩部分に付着したB型の血痕のDNA型と一致するかどうか照合する。

昨年の鑑定では、五点の衣類に被害者の返り血が付いているか、弁護団と地検が推薦した二人の専門家が検証。双方の鑑定で、半袖シャツの右肩の血痕から被害者以外の人物の可能性があるDNA型が検出されたが、この時は袴田死刑囚のDNA型は鑑定対象にならなかった。

弁護団は「今回の鑑定で、本人の無実を完全に明らかにできると思う」と強調した。

再審の早期開始 支援者ら求める

要請書提出

「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」(楳田民夫代表)などは三日、袴田死刑囚の釈放と、速やかな再審開始などを求める要請書を静岡地裁と静岡地検に提出した。

楳田代表は「手紙のやりとりも面会もかなわず、袴田さんの様子を知ることができない。冤罪(えんざい)の証拠は明らかになっており、一刻も早く釈放すべきだ」と訴えた。

DNA、任意採取へ

袴田事件・三者協議

清水市(現静岡市清水区)で1966年、一家4人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、静岡地裁と静岡地検、弁護団の三者協議が3日、同地裁であった。原田保孝裁判長は、検察側、弁護側が推薦する鑑定人2人に袴田死刑囚本人のDNA型鑑定を嘱託し、東京拘置所内で本人から任意でDNAを採取する方針を決めた。弁護団が協議後、会見して明かした。

袴田死刑囚は拘禁反応などのため、自身の再審請求のためだと理解して、DNAの採取に任意で応じるかどうかは不明だ。

事件では昨年、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされる「5点の衣類」などについてDNA型の再鑑定を実施。白半袖シャツ右肩のB型の血痕から、DNA型の一部が検出された。袴田死刑囚本人からのDNAの採取は、このDNA型などとの照合が目的。確定判決は、この血痕を、同じB型で当時右肩にけがを負っていた袴田死刑囚の血液と認定している。

朝日 2/4